

花巻市まちづくり基本条例策定委員会（第5回）【記録】

日 時 平成 20 年 1 月 24 日（木）午後 2 時～午後 5 時 15 分
場 所 花巻市役所本館 3 階 議会委員会室
出席者 委員 9 名（欠席 2 名）
内 容 1 開 会
2 あいさつ
3 協 議 パブリックコメント実施結果に基づく条例素案の検討
4 今後の日程について
5 閉 会

事務局(佐藤地域振興課長補佐) (本日の出欠席の状況を確認後、第5回策定委員会の開会を宣言。)

議 長 (高橋委員長) 本日は大変な大雪の中、お集まりいただきましてご苦労様です。私は、今日午前中は岩手大学で講義をしてきたのですが、盛岡は今ほとんど前も見えないような地吹雪になっていまして、大変な状況です。しかしそれでもめげずに、今日は2時から3時間という大変な長丁場ですので、お疲れだと思いますが、途中1時間半ぐらいのところで休憩取りますので、是非とも実質的なご審議をお願いしたいと思います。

今回は、パブリックコメント、それから説明会で出た意見、さらに感想等含めまして、前文から1条1条意見の要旨を読んでいただいて、それに基づいて議論してきました。それで、意見に基づいてかなり修正をしたということで、意見が反映されていると私は思っております。

今日は、第2章、第4条の市の目指す姿。この部分は、この策定委員会でも第2回だと思っておりますが、相当議論になった部分ですし、市民会議の最終提言ほうでも非常に議論したところです。それについては、かなりいろいろなかたちで、前文に入れるとかあるいは、子どもという条文をおこすとか、ある程度分解するというかたちになりましたし、何とかする「まち」というキャッチフレーズ的なかたちになりました。そのへんについても随分出ていますので、それでは、まず第4条について実際にどういいう意見が出ているのかということを議論したいと思います。

丸山委員 すみません。前回のことで1点だけいいですか。前文のところに、「風土を育み」としたような気がするのですが、私、前から、風土は「育める」のかなという疑問を持っていて、風土に「育まれる」のではないかということで、ちょっと学生のころから読んでいた風土、詳しい説明をもう1回読んでみたのです。そうしたらやはり、風土は人間が育めるレベルではないなと。だから、使うのであれば、風土に育まれると、我々受け手ではないかということ、意見として是非言っておきたいと思います。文章として一番最後にでも、風土を育むという意味を、風土に育まれるという意味合いの言葉に、是非変えていただきたい。

議 長 例えば、「市民の精神的な支えである風土に生まれ、文化を世界へ発信してきました。」とするといいことですね。

丸山委員 そうですね。使うのであればそうなりますね。

議 長 今のはいかがでしょうか。これは前文の第4行の一番最後のほうですね。

丸山委員 確かに、「風土を育み」というのは結構使う人、こともあるのだけれども、やっぱり改めて「風土」と見ると、人間が育める風土もあるのだけれども、気候、気象、地質、地味、地形、景観という、それを風土と呼び、それからの関係性をうたっているわけ

で、景観も地形も人間が作用出来るのだけれども、逆にそういうものに人間は育まれてきたという解釈だろうと思うのです。

議 長

いかがでしょうか。今の丸山委員の意見に沿って、「風土に生まれ」というかたちで文言を修正したいと思います。

それでは、第4条について、前回配られた資料ですね。資料NO.2、これは説明会で出た意見、資料3は、パブリックコメント、主に郵送、ファックス等でいただいた意見の概要と、それに対する事務局サイドの考え方。網掛けしている部分については、特に検討していただくところです。大変時間がかかるので申し訳ないのですけれども、やはり前回も言いましたけれども、貴重な時間を使い、出していただいた市民の方々に対して我々は、読んで準備していかなければならないということですので、意見の要旨をお読みいただいて、考え方は長いので、かいつまんでやるということによろしいでしょうか。

(異議なし)

事務局(奥山上
席主任)

それでは、資料NO.2のほうになりますが、1ページ14番から3件ほど第4条に関する意見を頂戴してございます。

14番につきましては、第3号の「全ての人に優しいまち」という部分についての修正に関する意見でございます。15番、16番に関しては追加の意見となっております、市民の果すべき姿、あるいは、求めるべきものといったことを追加するべきという意見でございます。

続きまして、資料NO.3のほうをご覧いただきたいと思います。6ページの20番からになります。第4条に関しましては、20番から27番までご意見を頂戴してございます。20番と21番に関しましては、第4号の修正に関する意見となっております。20番に関しましては、「農林業」を「農林水産業」へ、21番に関しましては、「将来展望の開ける企業立地を図り、推進する」といった文言を盛り込むべきという意見となっております。22番につきましては、第5号の修正ということで、「市民の精神的な支柱」という部分について「市民が共有する財産」という修正のご提言となっております。なお、ここにつきましては、前回の策定委員会の際に、「支柱」という言葉を前文では「支え」という言葉に修正をしておりますことを参考までお伝えしておきます。23番につきましては、第6号に関する修正で「郷土を愛する豊かな」というように直すべきという意見でございます。24番につきましては、第4条全文を削除するというご意見ですが、イーハトーブの詳細な説明を前文の中でする場合には、ここで削除しては良いのではないかというご意見となっております。25番、26番につきましては、4条全体に関して具体化していくべきだという意見となっております。26番につきましては、市民会議の中間報告には、賛成出来ない小項目もあるけれども、具体的な指針がないと個別条例の制定改廃及び、既存条例の見直しに支障を来すと思う、といったような意見をいただいております。続きまして7ページ27番ですけれども、公共性、あるいは自治ということを入れるべきだという意見となっております。地方自治の本旨に基づきということ、これは公共性の捉え方をここで打ち出すべきといったような意見となっております。簡単ですが、説明のほう、以上とさせていただきます。と思います。

議 長

市民会議にもすごく思い入れがあって、この会議でも議論した割には、以外に意見が少なかったなとそのような印象を持ってしまして、ちょっと肩透かしの部分もあったりするのですけれども、まずは、最初のほう、説明会で出た意見14番は、第4条の第3項ということで、文言の修正ですが、「全ての人に優しいまち」を「全ての人々が幸福なまち」。このへんについては、一応事務局としては採択しないということのようですが、これはどうでしょうか。

丸山委員

私は「優しい」というのは、やはり抽象的に使われすぎているので、ここの提案者

の意見を支持したいなと思っています。

議 長

意味はどのようなのでしょうか。これは主に保健、医療、福祉の分野についての部分ですが、「全ての人に優しいまち」と「全ての人々が幸福なまち」ということですね。バリアフリーとかユニバーサルデザインという、割と物理的な部分で解釈しているのですが、これはもっと、保健、医療、福祉の制度とかソフトも含んだ、もっとトータルな部分で考えると、「優しい」というのは、物理的な部分に解釈されがちなので、今おっしゃったように、すべての人が幸福に暮らせるまちといったほうがもしかしたら良いかもしれない。

村井地域振興
部長

市の総合計画のまちづくりの基本理念では、強く優しいまちづくりをしましようということにしております。その方法として、市民参画・協働ということで、総合計画との整合性、そのねらいを合わせるということであれば、「優しい」ということでも十分におっしゃったような意味も含んだ言葉で使っていると思います。整合性が図られていると思います。

佐藤(建)委員

市民会議のほうでは、ユニバーサルデザインと具体的に書いてあったのですが、今あらためて「優しい」という言葉と「幸福」という言葉、よく考えてみると「優しい」というのは、主体者がいてその人の行為が優しいかどうかということ判断するもの。「幸福」というのは、その人にしか分からない。まわりの人が、あの人幸福だよとは言わない。そういう意味で「優しい」のほう範囲が広いだろうと。今、議長が言われたハード面ばかりではなくソフトもという解釈をしたとすれば、「優しい」のほう範囲が広いだろうと思います。

議 長

今、私も市民会議の最終提言の第5条「生存」ですね、第2号の「花巻市は、保健、医療及び福祉の充実を推進し、すべての人に優しいまちづくりに努めます」ということですので、確かに優しいとなるとハード面に傾斜していると言ったのですが、例えば「優しい」対応という、その人の立場になった対応と考えれば、市の基本構想との整合性もありますし、市民会議の提言の内容とも同じになります。

丸山委員

構造なり制度が人に優しくするのだと。結果はいろいろあると思います。

平賀委員

私も「優しい」のほうが良いと思います。「幸福」は本人の価値観によって相当違うものだから、やはり「優しい」のほうで良いと思います。

議 長

では、これは素案通りにいたします。
その次、15番。トータルで市民の果すべき姿が見えない、第4条に入れる。私は事務局意見の通り、むしろ、市民の果す役割というのは、市民の責務で入れる。これをこのまちの姿で入れるのは、多少違うのではないかなと思います。このままでよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長

それではその次、市民の求めるものを第4条に入れることということ。市のあるべき姿のみでは漠然としているということ。市民の求めるものというのは、どう解釈したらいいのでしょうかということ。ここはどちらかということ、花巻市がどういった立場で、花巻市の行政を進めるべきかというようなことを書いていますので、市民が求めることも多少入るのしょうけれども、将来の市の姿という、まちの姿という、やはり「まちづくり基本条例」ですから、まちの将来像、これはもちろん基本構想との整合性もあるのですが、もっと長い意味でのまちのあり方という、こういったまちを目指したいのだという市民の思いですから、私は、この意見は少し誤解されているのかなと思います。

ということで、そのままよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 それでは、パブリックコメントのほうについて、まずは6ページの20番「農林業」を「農林水産業」に、「水産」が入ったということです。これは、文言の修正、第4条第4号です。

丸山委員 これは、行政文書の中では、多くはどう表現しているのですか。「農林業」若しくは「農林水産業」。いろいろな総合計画なり何なりの産業構造とか。

村井地域振興部長 県の場合には、やはり「水産」が入りますね。

丸山委員 花巻市の場合、こういう表現をするときに「農林業」といっているのか「農林水産業」といっているのか、どちらですか。

事務局(菊池地域振興課長) 一般的には、「農林水産業」です。

佐藤(建)委員 やはり「水産」を入れても良いのではないのでしょうか。

議長 水産を生業にしているかたもいらっしゃるのですか。

佐藤(建)委員 漁協組合とかありますね。

議長 兼業というかたちで、そこから収入を得ているという方もいらっしゃるのであれば、「水産」も入れましょう。

丸山委員 環境的に、河川を守ろうという役割を随分担っていると思います。

議長 この意見を採用して、「農林業」から「農林水産業」に変えることとしたいと思います。

(異議なし)

議長 次、21番。「守り育て」「育成し」だけでなく「将来展望の開ける企業立地を図り、推進する」という具体的な施策まで踏み込んで入れるという、ここでいうと第4号です。それに対して、個別の条例、計画、施策等に対する意見ということで、事務局としては、施策に関わる意見はまちづくり基本条例には相応しくないだろうと判断して、これは採用しないとしているのですが、どうでしょうか。これは、実は市民会議の提言では、「企業を育て新たに誘致し」というのが入っていて、これについて事務局案も施策に関わる問題ということで、多少、抽象化したものです。

佐藤(建)委員 広い意味で、「地域の産業振興による」というところに全部含まれるのですね。

議長 ですから、あまり「まちづくり基本条例」で具体的な施策に関わることを書くというのは、どうかと思うのです。

丸山委員 我々としたら、終わった議論なのですよね。ですから、初めて見た方がこう考えたわけで、逆に新しく見た方がどう考えるのか。

- 議長 逆に、この第4条第4号が抽象的すぎるということありますか。
- 藤田(康)委員 私は抽象的なほうが良いと思います。というのは、コミュニティビジネスとか、ベンチャービジネスとかを考えた場合にはそれは除かれています。花巻の必要性から言うとそれらも必要になるのかなと思うのです。この点を含めると、かなり抽象的なほうが良いと思います。
- 議長 今おっしゃったように、コミュニティビジネスになりますし、企業誘致になってしまうと狭くなってしまいますので。
- 赤津委員 やはりそうですね。広げておいたほうが良いのではないですかね。大きく言えば、産業なんですよ。
- 議長 それでは賛同を得ましたので、この意見については、取り入れないということで、素案通りにします。
次、22番。第4条第5号の「市民の精神的な支柱」を「市民が共有する財産」に。先ほど説明があった通り、前回、前文で「支柱」を「支え」にしたのですが、それも含めて、ここで「支柱」を「支え」にしたのも併せて、「市民が共有する財産」。私は「財産」というのは、文脈にはそぐわないと思います。やはり、歴史や伝統、文化というのは、もちろん「財産」という言い方もしますけれども、我々の精神的な支えというほうが、前文とダブりますけれども、しかし前文の意味も確認するという意味でどうでしょうか。
- 赤津委員 前は、「支え」というのは、仮置きしましょうということでしたよね。
- 議長 そうですね。「支柱」という表現が引っかかったのです。
- 赤津委員 たまたま国語辞典を引いてみたところ、「支柱」は、広義な意味では「支える大事な存在も指す」というような意味ですから、そのまま使っても良いようなというような感じもあっているのですが。
- 議長 それも踏まえて「支柱」と「支え」というのは、厳密に言うと若干ニュアンスが違いますか。
- 赤津委員 確かに文言としてはそうですけれども、大きな広義な意味で言えば、支える大事な存在みたいなものを指すと辞典では書いてあるのもあるし、そうでないものもありますし、一般的にはどうかかわからないのですが、一旦は、戻して直さなくても良いのではないのかという感じにもなったのですけれども、そうは言ってもあえて「支える」でも良いかなと私は思っております。
- 丸山委員 多分、農業関係で「支柱」という概念を持たれたのですよね。私も建築屋だから「支柱」というと、構造的なものにふっというところがあるのですよ。だから、「私があなたの心の支えになります」という言い方はあるけれども、「私があなたの心の支柱になります」とはなかなか言わないので、このメンタルな部分を表現するときには、「支え」のほうが良いのかなと。精神的な部分で言えば、あなたが支えたり、まちを支えたいということ。
- 村井地域振興部長 文章がやさしくなりますよね。
- 丸山委員 私は、変更した「支え」を支持したいと思います。

- 平賀委員 賛成です。
- 議 長 それでは、少し精神的な部分ですので「支え」と言ったほうがやはり分かりやすいと思いますので、「支柱」を「支え」としたいと思います。
その次、これも文言の部分です。23番、第4条第6号、「郷土を愛し豊かな」を「郷土を愛する豊かな」という文言のところですが。
- 丸山委員 これは変えたくないですね。要するに、郷土を愛する心だけを育てたいわけではない、郷土を愛する心だけが豊かなわけではないので、郷土を愛する心と豊かな心と、やはり併記なのだろうと思うのです。ですから、現状を支持したいと思います。
- 村井地域振興部長 ここに「、」を入れてはいかがでしょうか。
- 丸山委員 今、自分では「、」を入れました。
- 議 長 そうですね、これは並列なのです。
- 平賀委員 そのほうが、意味が広くとれますものね。「、」を入れて今まで通り。
- 議 長 それでは、皆さんの意見も踏まえて、「郷土を愛し、豊かな心を育て」というふうにしたいと思います。
それでは、24番。第4条を削除するという事です。これは、ここに理由が書いてありますけれども、基本的には、この第4条は必要ない。前文に「イーハトーブの実現」に凝縮されているという、前文で理念を言っているという議論でしょう。これはやはり先ほど言ったとおり、この4条の原型である市民会議の提言の第2章「まちづくりの基本理念」。これは、花巻らしい条例というところの生命線でもありますし、それがここに凝縮されてきた。一部分は前文に譲ったし、一部分は「子ども」というところに譲ったということで、だいぶ軽くはなったのですけれども、抽象的になっていますから、ここで残すということ自体、市民会議の議論した成果をあえて残すということになる訳ですので、この意見に私は厳しく崩さないと。確かに一つの形式ではありますけれども。
- 丸山委員 当然、私も支持しかねます。やっどここまで守ったということですので。
- 議 長 これは、意見としては理解出来ます。しかし、こちらの立場とは違うということで、この意見は採用しないこととしたいと思います。
それからその次、25番。これは逆に市民会議の提言を指示する。結局、市民会議のほうが具体的なのです。細かい、細かすぎるというものもあるのですが、先ほどの産業誘致とかいろいろ入っていますし。ただ、それは分かるのですけれども、やっどここまで市民会議のOBの方たちも3人いまして、確かに不満もあるのですけれども、やはりこの市の目指す姿ということで、基本理念も残しますし、ほぼだいたいその趣旨は、前文、4条そして、この中に入っていたということですので、この提出者の思いは分かりますが、ここで議論しますと、とめどもなくなってしまいますので、これはこのままでよろしいですね。
- 丸山委員 はい、素案のとおりでお願いします。
- 議 長 それではその次、26番。これはもっと具体的な市民会議の中間報告です。第3章及び第5章のような具体的な指針が必要だと。例えば、教育の議論が市民会議でもありまして、理由にある通り、かなり教育に特化した、例えば高校に進学するといったような具体的な内容なのです。これについて事務局は、基本事項はあくまで基本事項で

ある。ですから、具体的な事項は、個別の計画とか条例で規定しますと。私もこれで良いと思うし、これをまたむし返すと、また始めから、ふりだしになるので。

丸山委員 この方も、いろいろな条項が錯綜しているからと思います。

議 長 趣旨は分かりますが、しかしこれもある意味で終わった議論になります。
では、次、第2章「市の目指す姿」を修正ということですが、まず、タイトルを「まちづくりの基本理念」に修正すると、これは、市民会議の最終提言になるのですが、内容がむしろ、自治の基本理念みたいになっていまして、まちづくりではなくて、地方自治の本旨に基きとか、市政は市民の信託に基きとか、代表者である、議会及び市長は緊張関係を保ちながら市政をすとか、市民、議員、市長及び職員は、その役割や責務を相互に認識して、連携して市民自治によるまちづくりをする。右側にその理由が載っております。こういう考え方は確かにあります。自治の基本理念、例えば奥州市はこれに近いのですが、ただ、どうなのでしょう。これも市民会議で、まちづくり基本条例ですので、自治基本条例ではない。ですから、自治という範疇よりもっと広い、花巻市というまちを将来どういった姿にしたいか、どういったまちでありたいかと、そうふうに捉えて議論してきたのです。こういうふうに、自治という地方自治法的な枠組みの中で議論するより、もっと広いのです。その点をご理解いただくと、これも、市民会議や策定委員会の中でやってきた理論とは方向性が違うと私は判断するのですが、どうでしょう。これについては、事務局として「自治のあり方に関する提言であり、まちづくりが目指す姿と異なり、提案の趣旨は第5条に表現しております」ということで、基本原則で言っていますというふうに書いています。

丸山委員 これは、多分、既存の行政批判の重要なところをいろいろ網羅されているところで、それを解消するために、こういう条例をつくったらどうかということかと思います。

議 長 実際に提言されている部分というのは、先ほどの第5条以外にも、議会の責務とか、市長の責務とか、いろいろな部分でこれは実は入っているのです。ですから、私は、意見もわかりますが、今回はこれについては、採用しないということによろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、今度は第5条、まちづくりの基本原則です。事務局から説明をお願いします。

事務局(奥山上
席主任) それでは、第5条のほうの意見についてですけれども、3件ほど第5条に関する意見を頂戴してございます。

資料NO.2の1ページ目、17番になります。「信賴」を「信託」へということで、「信賴関係」を削除するべきという意見でございます。これは、前回の策定委員会の際に、前文のところ、この同じページの10番のところでも検討いただいたものと関連してございます。

続きまして、資料NO.3のほうをご覧いただきたいと思います。8ページの28番、29番が第5条に係る部分となっております。28番につきましては、表現上の指摘でございますが、「市民、市議会及び市の執行機関は」という表現が三重に使われているということから、修正するべきではないかという意見を頂戴してございます。29番につきましては、現在の素案の中身に、もう少し具体的に踏み込むべきという考え方だと思いますけれども、第3号、第4号、ここでいう(3)、(4)となっておりますが、市民、市議会及び市の執行機関の果すべき役割まで、もう少し踏み込んだほうが良いというようなご意見となっております。簡単ですが以上です。

議 長 まず最初に、資料NO.2のほうの17番。これは、前回も前文で議論が既に終わって

いるかと思いますが、第5条の第1号です。「市民、市議会及び市の執行機関はが互いの信頼関係をもとに」の「信頼」を「信託」にしてほしいという、参画と協働は信頼とイコールではない、信頼関係を削るということですが、これについて事務局は判断しかねるということですが、どうなのでしょう。確かに自治基本条例というのは、市民と代表者との信託関係を条例化したものだという通説もありますが、私は、それは古い発想で、代表制民主主義を前提としてやっていますし、もちろん前提とするのですが、同時にこれからは、市民と議会、NPOがお互い対等な立場で、互いに信頼して一緒に連携してよりよいまちをつくっていくという、最近の言葉でいう「新しい公共」、横の関係ですよね。横の関係をどうつくっていくのか。そのための基本的事項を定めるのが、まちづくり基本条例なのかなと考えますと、あまり縦の関係を固定化するような発想というのは、私は少し古い発想かなと考えます。ですから、横の信頼関係は互いの信頼関係がないと、参画・協働ではない。前回もそういう話をしたのですが、私はこれはこのままでよろしいのではないかと思います。これは、信頼しなければ何事も始まらないと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

議長 それでは、資料NO.3. 8ページの28番は、先ほど言ったように文言の指摘でして、この第5条について、この「市民、市議会及び市の執行機関は」という表現が三重に使われて、読み手が煩わしい。だから左のように修正したほうがよろしいのではないかという建設的な意見であります。いかがでしょうか。

佐藤(建)委員 私は支持します。

議長 私も、なるほどなと思ったのです。最初に、今言った「市民主体の自治によるまちづくりを推進するため、次各号に掲げる基本原則を定めます。」というふうなリード文を変えて、それから(1)、(2)と。これは良いかもしれないですね。3つ続くので、この「市民、市議会及び市の執行機関は」というように。

丸山委員 (2)はどういう表現が出来ますか、取ってしまうと。これは情報共有だから。

議長 最初は、互いの信頼関係のもとに、参画と協働によるまちづくりをします。(2)がその三者が互いに情報を共有しますと。表現的には問題は無いですので、確かにこれは。

佐藤(建)委員 主語を入れなくてはというのがあって、多分こういうふうな表現になっていたと思うのだけれども、次の(1)、(2)で全部主語が入っているから、よろしいのではないですか。

議長 これは、採用することでよろしいでしょうか。では、第5条のリード文を「市民主体の自治によるまちづくりを推進するため、次の各号に掲げる基本原則を定めます。」というふうに変更したいと思います。

次は、中身についての変更です。これをそもそも修正していただきたいというものです。我々は、先ほども言っているように、参画と協働のまちづくり、それから、情報の共有と2つに絞ったのですが、さらに深めに、いろいろなことを入れなさいというものです。これについては、事務局の意見として、例えば提言の(3)について「市議会及び市の執行機関は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実に市政を運営する。」これはむしろ、市議会とか首長の責務だと思うのです。だから第9条、第10条に入っています。その次、(4)の「政策の立案、決定、実施及び評価の過程において、市民が参加する機会の拡大に積極的に努める。」これも、市民参画の原則のほうですので、第12条のほうに実際入っているということで、そのままよろしいでしょうか。

(異議なし)

事務局(佐藤地域振興課長補佐)

一点だけ確認させていただきたいのですが、前回、第1条のところで「市民主体の自治により進展を図り」という修正とともに、こちらの第5条のほうの「市民主体の自治」という言葉は削りましょうというお話があったように思うのですが、そことの整合性をどのように図っていくのかということです。

議長

そうですね。前回この第5条のリード文の「市民主体の自治による」と結局最初に入れたから、ダブるので削りましょうと。また今、この「市民主体の自治による」と入れてしまうと、また元に戻るのではないかという意見です。ここはどうでしょうか。

村井地域振興部長

これは、第1条の目的を受けて、進め方をこうしますよということをはっきり規定するという意味で、第5条で「市民主体の自治による」とダブっても問題ないのではないかと思います。

議長

ダブっても良いのではないですか。この「市民主体の自治」というのは、何回あっても。

村井地域振興部長

もともと第5条のように、長い文章の中でわざわざうたう必要はないのですけれども、今度は短くした場合に「市民主体の」まで除いてしまうと、文章が成り立たなくなってしまいます。

事務局(佐藤地域振興課長補佐)

第1条は、前回のときに修正ということで「この条例は、花巻市におけるまちづくりに関する基本的な事項を定め、参画と協働による市民主体の自治の進展を図り、活力に満ち安心して暮らせる魅力ある花巻市を実現することを目的とします。」というふうに、委員会として修正するというところで、ご議論いただいた中で、5条のほうはダブるので一旦消しましょうという言葉で進んだ部分でございました。

丸山委員

良いのではないですか。目的にも入って、基本原則にも入っても。

議長

「市民主体」が2つ続いてもしっかりいでしょうということ。それでは、第4章第6条、市民の権利です。この部分について、お願いします。

事務局(奥山上席主任)

それでは、第6条、若干第6条以降のものも含まれますけれども、ご説明させていただきたいと思います。資料N0.2の1ページ、18番から23番までになります。18番につきましては、追加の意見でございます。行政サービスを公平に受ける権利について、追加して欲しいというご意見になってございます。なお、こちらの右側のほうに、意見に対する考え方のところ、地方自治法第10条第2項と書いてございますが、第2項で規定されております内容につきましては、「普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う」。「住民は」という主語になりますけれども、そういった規定となつてございます。続きまして、19番、20番それと23番も含めてになりますけれども、ここにつきましては、情報の公開についての意見でございます。第9章の20条として市政運営の原則のところ、情報公開の規定がありますが、市政運営のみならず全般に関することということで、この部分にパブリックコメントの意見を入れさせていただいております。19番、20番とも、情報公開について再検討してほしいという中身でございます。23番につきましては、市民の権利等の中身に関しては、情報公開条例があるのならば、逆に規定する必要が無いのではないかという意見となつてございます。もう一度戻りまして、一番下の21番、22番につきましては、どちらも行政の役割と地域の役割ということで、どこまで協働したらいいのか分からないというようなご意見、それを踏まえて、22番のほうでも、同じく役割を明確にしてほしいということで、第4、5、6章にも関わる規定となつてございます。

続きまして、資料 NO.3 のほうをご覧くださいと思います。第 6 条に関する意見といたしましては、8 ページの 30 番から 9 ページの 32 番までが意見となっております。30 番につきましては、第 6 条の第 1 項の一部を削除するべきではないかという意見となっております。これは「この場合において、参画しないことによる不利益な扱いを受けないものとします。」という規定は削除したほうが良いのではないかという意見となっております。続きまして、9 ページ 31 番、32 番になりますが、こちらは追加の意見となっております。第 6 条に第 5 項といたしまして、31 番のほうでは「市民は、身体その他の障がいにかかわらず、それを保障する便宜を受けながら、まちづくりに参画する権利を有します。」というのを追加してはどうかという意見、32 番につきましては、「花巻市の歴史・伝統・文化を共有する権利を有します。」という新たな権利を追加してはどうかというご意見になってございます。以上です。

議長 それでは、まず資料 NO.2 の 18 番です。「市民は、行政サービスを公平に受ける権利があります」これは市民会議提言にありまして、これを入れるべきではないかということ。また、それに対して事務局の見解として、地方自治法で規定済であることから、あらためて入れる必要はないということでありました。いかがでしょうか。これが入っている自治基本条例は随分多いのです。このへんでは、奥州市が入っています。ただしその裏側として、例えば、行政サービスに伴うコストとか責務とはありますね。相互の応分な負担とか、これを入れるかどうか。これを入れるとなると、市民の責務が 1 つ増えると。第 3 項になって「市民は、行政サービスに伴う応分な負担をする責務があります。」とこれが入ってきます。

佐藤(建)委員 これも議論済です。

議長 これも議論済ですね。どうでしょうか、よろしいですか。

(異議なし)

議長 それでは、これも議論済であるということで、その次です。情報の公開について、複数の議論がありますけれども、知る権利は、市民の権利の部分ですので、あくまで取り組みや制度ではないのです。権利はありますと。あとは、その権利に基いて権利を保障するためにどういった制度をつくるか。それ以降の話になりますので、まさにこれは、個別の条例や計画、施策等に関する意見ですので、この市民の権利とは若干方向性が違うと。これはきちんと、知る権利を保障しておりますので、いいのではないのでしょうか。

(異議なし)

議長 それでは、21 番。これもむしろ役割、責務の部分ですので、市長とか市職員の役割で、地域の役割はコミュニティですが、どうでしょうか。

丸山委員 第 4 章第 6 条云々ということで、協働と参画、どこまでが活動の中身なのか分からないという意見が多いのです。協働と参画のところでも多分議論することになると思うのですが、現状のままでは、やはり協働と参画が何なのか分からないというのが、あちこちで出てきているというのを、記憶に留めておいていただきたいと思うのですね。ここでも出てきたということです。

議長 これは会議録にも載りますし、これから協働と参画という部分で、そのへんについて議論したいと思います。

それではその次、22、23 番。これについても、この中にはむしろ、情報公開条例があるのだから、市民の権利には知る権利はいらぬという意見でして、私はむしろ、知る権利を保障するというために手続き条例として情報公開条例を出すので、これは

申し訳ないのですが少し勘違いだと思います。

それでは資料 NO.3 のほうにいきます。30 番「参画しないことによる不利益な扱いを受けないものとします」を削って欲しいという意見ですが、これについて事務局は、やはり参画は強制ではないということを強調するためにもこれを条文化すると。あくまでも参画を推進するという、なるべく参加して欲しいのですが、これは強制ではないと、あくまで自主・主体的な参加であるということで、私はこれで良いと思います。

丸山委員 これは、重要だと思います。

議 長 全体主義ではないので、参加したくないという人に参加を無理強いすることはないです。

次、31 番。今度は、追加していただきたいということでして、「市民は、身体その他の障がいにかかわらず、それを保障する便宜を受けながら、まちづくりに参画する権利を有します。」というこれはよく出るので。子どもについて年齢に応じてまちづくりに参加する権利を保障するのならば、障がい者に対してもという規定があってもよろしいでしょうということですが、これはいかがでしょうか。事務局も判断が付かないということです。

丸山委員 これも随分議論した内容だと思います。なぜ「子ども」だけ出すのかというときに、かなり話が出たと思うので、私は現状で良いのだろうと思います。やはり、市民というときには全て含まれています。

ただ、「子ども」というのは、大きな次世代という意味で特出すべきだと。

議 長 自分で権利主張が出来ない。障がい者の場合には自分で権利主張が出来ますので、市民という範疇で良いと思います。あえて子どもについては、次世代を担うということと、自分で権利主張が出来ないということで、これも相当議論した結果、こうなったということで、これは採用しないことによろしいかと思います。

村井地域振興部長 パブリックコメントの説明会では、障がい者についても中身に入れてほしいというご意見がありました。これは他の事例をみましても、例えば、障がいの有無、年齢、男女の別等に関わらず、まちづくりに参画する権利を有しますというような表現もあるのです。これは、障がい者の方々のことを考えると、入れても特に問題はないのではないかなというふうに思っております。男女共同参画も推進しようとしていますし、年齢のことは、子どものことを特出して書いておりますが、そのへんは第 6 条の第 1 項に挟み込むことで、解決できるのではないかなと思っております。

佐藤(建)委員 障がい者のことを入れるということですが、入れると差別になるという両方の意見が出ると思うのです。出来ないに入れろ、入れると、なぜ障がい者を入れるのかと。言われるから入れたほうが良いというのは、また違うと思いますが。

平賀委員 なぜ特別扱いをするのかと。市民が、全部網羅しているというふうに私たちは考えていますけれども。

丸山委員 同じような意見なのだけれども、障がい者というのをどこまでの範囲で括るのかというのは非常に難しいですよね。今、健常者がどれぐらいいるのかということ、糖尿病だ、難病だ、メタボリックも入れるとほとんどの人間が健常なわけがないわけで、要は、そういうことでユニバーサルでありノーマライゼーションであり、すべての人に対して云々というところは、大きなミソだと解釈して、個別では入れないほうが良いのかなと思います。

藤田(康)委員 僕は逆の発想です。といいますのは、實際上、介護をしていますとか、障がい者を持っていますとか、という方々を含めて考えるとすれば、例えば住民参画するといっ

た場合、行政サービスのことで追及された場合に、かなり行政のほうが、それによっていろいろな意味で、努力しなければいけない部分が出てくると思うのです。逆の意味で、市民という括りのほうがよろしいかなと思います。つまり個別に障がい者ということを入れてしまうと、そのことだけに限ったことでの行政サービスが出てきます。そういったことを含めてしまうと、介護する側が努力していることに対して、行政サービスを行政のほうがそれをカットするケースが多いのです。だからここは、市民ということの中で含めて、一括してやられたほうがよろしいかと思います。

議 長 権利規定になると、権利を保障するために、何かしなければいけないのです。そうすると、例えば障がい者は、高齢者、女性とは際限がなくなるのです。我々子どもについては、あとで出ますけれども、これも何で、子どもだけ特別扱いなのかという意見も相当ありますが。

佐藤(建)委員 これは、身体障がいだけでなく、精神障がいもあるし、程度問題もある。だから、言葉が入りにくいのです。入れるとすると、いろいろな網羅をしなければならない。

議 長 それでは、これは市民に含めるということとしたいと思います。
次に、追加です。「市民は、花巻市の歴史・伝統・文化を共有する権利を有します。」ということで、これは、事務局は「まちづくりの目指す姿として捉えるべきであり、第4条第5項で規定しております。」としています。

丸山委員 これは、このままで良いのではないですか。

議 長 そうですね。
それでは、今度は市民の責務、第7条です。

事務局(奥山上席主任) 資料NO.2、2ページの24番をご覧ください。事業者の責務、第2項といたしまして、就労に関する規定を盛り込んで欲しいという意見でございます。1件となっております。もう1つのほう、資料NO.3は、9ページになります。こちらの第7条に関しては、1件、33番になります。同じく事業者の責務の部分ですけれども、こちらは表現上の修正ということになります。カッコ書きをしていますけれども、「市内で事業をする人」というように修正してはどうかという意見となっております。以上です。

議 長 市民の責務についても、これも意外とあまり意見が出てこなかったということですが、まず最初、2ページ24番。第7条第2項で、事業者の責務の中に就労に関する、働く場所の提供を盛り込んでほしいということですが、これも確かに事務局のおっしゃるとおり、個別の施策に関する意見だろうということによろしいのではないのでしょうか。それから、次のNO.3の33番ですね。

丸山委員 これは、市内で事業活動の活動を取ったほうがすっきりすると。

議 長 「市内で事業する人」と。

丸山委員 そのほうがすっきりすると、読んで思いました。

赤津委員 「者」というのはどうでしょうか。

佐藤(建)委員 第2条の定義では「事業を営むもの」となっています。

佐藤(建)委員 人でなく、団体含めての「もの」ですね。

丸山委員 「市内で事業を行うもの」にしましょうよ。

議 長 では「活動」を取って「市内で事業を行うもの」が良いと思います。
 では、いよいよ、第8条子どもです。

事務局(奥山上 資料 NO.2 のほうは、2 ページ 25 番から 27 番までの 3 件となっております。25 番は
席主任) 「20 歳未満」というのを記述すべきという意見です。26 番については、高齢者、障
 がい者も入れるべきではないかという意見ですが、これに対して 27 番のほうでは、逆
 に子どもの規定だけで良いという意見になっております。

 続きまして、資料 NO.3 のほうの 9 ページになります。34 番から 40 番までが第 8 条
 に関係する意見、第 4 章全体に関する意見も含まれております。34 番につきましては、
 第 2 項の規定につきまして、もう少し簡素化をするべきという意見となっております。
 35 番につきましては、追加の意見となっております「義務教育に於ける基礎学力を
 保障します」と追加するべきという意見となっております。36 番につきましては、「子
 ども(18 歳未満)」と明記するべきとなっております。ただし、ここにつきましては
 未成年者のまちづくりに関する規定となっておりますので、解説では 20 歳未満とい
 うことを示したものとなっております。37 番は、第 1 項、第 2 項に関する修正の意見
 となっております。子どもの最善の利益、子どもの権利条約に基くものを生かしたも
 のに修正してほしいといった意見となっております。続きまして、10 ページ、38 番に
 なります。38 番から 40 番までは、第 4 章「市民の権利及び責務」全体に関する意見
 となっております。先ほどご議論いただいた部分と重複するところもあるとは思いま
 すが、よろしくお願ひしたいと思います。38 番につきましては、「権利と責務」とい
 う部分を「責務と権利」と順番を入れ換えたらどうかという意見でございます。39 番
 につきましては、第 7 条の第 2 項の部分になりますけれども、「まちづくりに寄与する
 よう努めるものとします」を「共生します」と断言するべきではないか、という意見
 となっております。40 番につきましては、第 4 章の市民の権利、市民の責務、事業者
 の責務につきまして、それぞれ規定の中身をもう少し具体的な中身にするような意見
 となっております。最後 11 ページのところですが、同じく 40 番の続きになりますけ
 れども、子どもの規定については削除したほうが良いのではないかという意見となっ
 ております。以上です。

議 長 子どもの権利の以外にも、市民の権利と責務も含んだ第 4 章全体についての意見で
 した。だいが、前とダブる意見もありました。それではまず最初に、資料 NO.2 の 25
 番です。年齢 20 歳未満と記述すべきということです。事務局は判断しかねるというこ
 とでした。

丸山委員 やはり、年齢を 18 歳とか 20 歳とか入れたほうが良いのでしょうかね。そうしない
 と、読む人が分からないのではないかと。我々は、条例請求権で 18 歳と一応切ったわ
 けですよ。だから、ここでの子ども、18 歳とするか 20 歳とするか。

村井地域振興 市の計画委員会の中では、わざわざ断らなくても、権利の制限をすとか、そうい
部長 う枠組みをはめる規定ではないので、わざわざ年齢を規定しなくても十分ではないか
 ということで、18 歳だ、20 歳だと議論する意味はないのではないかとということで、こ
 こは削除しております。

議 長 例えば、北海道の当別町では、20 歳未満の町民のまちづくりに参加する権利。実際、
 私がみているのですが、年齢はあまり入っていません、宮古市でも大和市にしても。
 実際には、もっと小さい、16 歳とか小学生、中学生とか、そういったことを意識して
 いる例もあります。18 歳以上でしたら、住民投票にも入っていますし、そのへんはあ
 まり厳格に年齢で切ってしまうと良くないのではないかと思います。

丸山委員 精神的には多分、中学生ぐらいまでですよ。気持ちの上では、19 歳の元気な青年
 が、俺明日食べられないけどどうしようと市役所に来た場合、どうするのかと。俺は

子どもなのだと。条例を市民一人ひとりが読んで、自分の暮らしに役立つように、積極的に活用しましょうと。これすべて善意で活用する人たちだけではなく、ある意味逆手にとってくる人もいると思うのですよね、これは悪い意味ではなくて。平等と書いてあるのに平等でないぞというときに、さて、中学生ぐらいだと思っていたのだけれども、18歳では無理だとは、ちょっと言えない気もするのですけれども。

佐藤(建)委員　　ここで言う「子ども」というのは、まちづくりのための次世代を担う人たちという意味合いですよね。だから、特別、年齢を入れなくても良いのではないですか。

議　長　　確かにニュアンス的には、小中学生かそのあたりがかなり重視されていますので、ちょっと18歳となると、20歳未満との若干、違和感を感じているのでしょうか。

佐藤(建)委員　　例えば運転免許も18歳とか、選挙権は20歳とかね、いろいろ違うのです。飲酒、喫煙は20歳とか、みんなバラバラになっているのです。

丸山委員　　児童憲章とか、国連の子どもの権利条約も年齢制限ってありましたか。

事務局(菊池地域振興課長)　　大抵は18歳未満です。

丸山委員　　これは難しいですね。児童虐待といったときに、18歳とは言いにくいですね。

事務局(佐藤地域振興課長補佐)　　児童に関する条約となると18歳未満という規定ですね。

丸山委員　　抽象的にしておきたい気持ちは十分にあるのだけれども。

議　長　　繰り返しになりますが、ニュアンスとしては小中学生を多少意識しているのですね。本来は16歳未満とか言いたいのですけれども、住民投票の請求権もあるわけですから。

丸山委員　　要は義務教育なのですね。無しで良いと思います。

議　長　　それでは次、これは先ほども出ましたが、障がい者の権利もあれば高齢者もあるということで、その次は逆例で、むしろ子どもの権利だけで良いという意見、これは、もう終わった議論ですのでよろしいですね。

(異議なし)

議　長　　それでは次、資料NO.3の34番、これは修正です。「市民、市議会及び市の執行機関は、すべての子どもの人権が守られ、健やかに育つ環境をつくるよう努めるものとします。」これを「第1項の子どもの権利を尊重するものとします。」と市民、市議会、市の執行機関は、というふうに簡略化しなさいということであります。それに対して、事務局としては「より具体的な表現をしています」ということで、私はこれによろしいかと思うのですが。

丸山委員　　原案を支持します。

(異議なし)

議　長　　次、35番。これも市民会議でも出た話でして、第3項を加えなさいというもっと具

体的な、子どもに対して「義務教育に於ける基礎学力を保障します」と。これも、市民会議ですいがんしたけれども、これはやはり具体的な施策に関するものなので、こういう条例にはそぐわないでしょうというふうに、事務局もそう判断しておりますので、これも終わった議論です。

次、36番、これも先ほど議論した通りです。

それから、37番。今度は「その年齢に応じて」を削除して「子どもの最善の利益」を生かすと、そういうふうにしたというこれも権利条約です。実際、修正案を書いています「子どもは、自己の意見を表明でき、まちづくりに参加する権利を有します。」それから「市民、市議会及び市は、すべての子どもの人権が守られ、子どもの最善の利益を保障しなければならない。」ということですが、しかしあえて、子どもの権利条約の文言を生かすことはないので、我々はあくまでも、その事務局にも書いてありますが、参画と協働の一員として、子どもにも、ともにまちづくりの参画に年齢に応じて権利があるのだということ、よろしいのではないのでしょうか。

(異議なし)

議長 今度はトータルでの意見です、38番。これは逆にしてくださいという意見です。今、市民は道徳が低下している。権利は、やはり主張する。責務を先にという自治基本条例に逆行するような意見ではあります。

丸山委員 これは原案のままとするべきだと思います。

(異議なし)

議長 では、次39番。第7条の「まちづくりに寄与するよう努めるものとします。」をもっと断定的に「共生します」ということですが。

丸山委員 これは原案のままが良いのではないのでしょうか。

議長 そうですね。では次、40番。これは先ほどの部分で出てきたようなところですね。サービスを等しく受ける権利を要する等です。

村井地域振興部長 10ページの部分は、もうご検討いただいたところですね。

丸山委員 要するに、全部書き直されているということですね。

議長 そしてその次40番もそうですね。素案に書いてあるということ。次の事業者についてもそうですね。次、11ページ、子どもの規定を削除ということで、義務の伴わない、権利のみの条文規定は好ましくないということですが、これも先ほど言ったとおり、正に我々市民会議の趣旨を入れさせていただいて、次世代を担う子どもについて、特にこういう規定を設けたという、それから自分で権利を主張できないということだと思いますので、あえて、義務、責務という規定を削除するのは、ちょっと筋違いではないかと思うのです。

丸山委員 子どものところで、ちょっと私個人で気になったところなので、第2項の、市民云々「すべての子どもの人権が守られ、健やかに育つ環境をつくるよう努めるものとする。」となっていますが、「すべての子どもの人権を守り、健やかに育つ環境をつくるよう努めるものとする。」のほうが、より義務的、積極的で「守り」にしたいなと思うのですが、いかがでしょうか。守られる環境を育つ、誰かにつくってくださいますと見えるので、やはり、親も市も市議会も学校も守ろうよということでは、いかがでしょうか。

佐藤(建)委員　　これ、文章上は、「すべての子どもの人権が守られる環境」なのですね、本当は。

丸山委員　　私はまず、一人ひとりの子どもの人権を守ろうと、その上で、健やかに育つ環境をみんなで作ろうよという捉え方にしたいなと私は思ったのです。

議　長　　佐藤委員が先ほど言ったとおり、「守られ」が「環境」にかかっているのです。ちょっと文章として分かりづらいと思いますので、「すべての子どもの人権を守り」や「守るとともに」といったように人権を守りますと同時に、健やかに育つ環境をつくるよう努めるものとしますというふうに文章を少し切ったほうがいいかなと思います。

村井地域振興部長　　市民会議の提案では、それぞれ分けて、別項にしていましたから、今おっしゃったような格好で区切る方法もあるかと思います。

議　長　　そうですね。市民会議の第4条では、1項、2項と別々だったのです。これを1つにまとめたわけです。ですから、「すべての子どもの人権を守るとともに、健やかに育つ環境をつくるよう努めるものとします。」とすることでよろしいでしょうか。

(異議なし)

議　長　　それでは、ここで10分間休憩いたします。

(休 憩)

議　長　　それでは再開します。第5章、第6章です。市議会等、それから市長等の責務規定に関しては、かなり意見も出ておりますが、これについてかなり議論もしましたし、だいたい各自治基本条例等についても、比較的似通っている点もありますので、どうしても今日は今のところ、終わりに重い「参画」という課題が残ってしまっていて、むしろそちらに時間を割きたいということもありますので、この第5章、第6章に関しては、主に網掛けの部分、特に事務局で判断がつかないという部分を中心に説明していただいて、特に復活させたいという要望があった場合、一応網掛けの部分を検討したあと、自分はこれを入れたいという方がいれば、言っていただくということにしましょう。

それでは、第5章、第6章の主に網掛けの部分、これについてまず、第5章いきましようか。

事務局(奥山上席主任)　　それでは、第5章の説明をさせていただきたいと思います。資料NO.2の2ページ、28番、29番となっております。第9条のところ、28番につきましては、第2項、29番につきましては、第3項の表現についてご意見となっております。

続きまして資料NO.3のほうになりますが、第5章につきましては、11ページの41番から45番までとなっております。41番につきましては、追加・修正となっております。第1項に「市議会は、市政の運営を監視し、けん制します。」を追加してはどうかというご意見、それから2つ目といたしまして、第1項と第2項をつなげて、第2項とするという修正についてのご意見となっております。続きまして12ページ42番ですけれども、こちらは第4項を追加してはどうかというご意見となっております。同じく43番につきましても、追加のご意見、事務局機能強化を議会に促す条項を追加してはどうかというご意見となっております。44番につきましては、市議会等の役割と責務に関する意見といたしまして、規定の必要性を問うものとなっております。45番につきましては、第5章につきまして「議会の役割及び責務」そのほかに「議員の役割及び責務」、そして3つ目に「議決事項」という提案となっております。

第5章については、以上でございます。

議 長

第5章は、市議会の組織、会議体の役割と責務、市議会議員の役割と責務。多くの自治基本条例では、別々の条文にする条項なのですが、花巻はタイトルを「市議会等」ということで、1条の中で第1項、第2項は市議会、第3項で市議会議員。ですから、見る方によっては、規定が少なすぎるのではないかということ、これはやはりある程度思いがあったわけです。参画と協働のほうを厚くしたいという点もあったわけですし、いかがでしょうか、今の出てきた意見に関しまして。とりあえず、この素案のほうでは「市議会は、市民の意思が市政に反映されるよう、本市の意思決定機関としてその機能を果すものとします。」それから「市議会は、市民に開かれた議会運営を行い、説明し、応答する責務を有します。」個々の「市議会議員は、政策提言及び政策立案の活動に努めるものとします。」ということですが、これだけで十分かどうかということ。原則として、我々としてこういう市議会、市議会議員であってほしいと、いわゆる市民主体のまちづくりを市議会、市議会議員がサポート、応援をするといったようなスタンスであって、こういった議会であってほしいなど、そういった一つの、ある意味でいうと期待なのです。期待を込めて、こういうことが書いてあるということなのです。これは、書こうと思ったら、議会基本条例が出来るぐらいで、際限がないのですが、実際、奥州市議会では、議会立法で議会基本条例つくっています。

佐藤(建)委員

花巻は、動きがありますか。

事務局(菊池地域振興課長)

検討中と聞いております。

議 長

例えば、私も今関わっている奥州市の自治基本条例でいうと、これに加えて特に議員に関しては、政治倫理のことも加えて、ただ政治倫理は議員だけではということ、首長さんにも政治倫理について規定しているという点が若干違っております。例えば、今言った、事務局機能の強化とか、確かにこれも分かるのですが、それから最初の41番の意見は、最初の市民会議案の「市議会は、市政の運営を監視し、けん制します。」それから「市議会は、市政の運営を監視し、けん制します。」とやった上で、この素案の第1項と第2項つなげましょうという意見もある。ただ、これも先ほどから言っているように、随分議論した結果ではあるのです。

佐藤(建)委員

この「監視し、けん制します。」というのは、市民会議では入れていたのですが、これを省いた理由が、すでに地方自治法にあるということでしたので、まちづくり基本条例であえて取り上げなくても、日常的にはクリア出来るという論理だったと思います。

議 長

特に花巻の場合は、今言ったような趣旨で、あまり地方自治法で規定されているものに関しては、あえて繰り返さなくても、条文をなるべく簡潔にしましょう、軽くしましょうというのがスタンスであったのです。中には地方自治法に拘らないで、全部入れてしまうと、奥州市はスタンスが違いますが、私はいろいろなものがあって良いと思います。

丸山委員

こういう気持ちでやってくれば、良しとして。

議 長

ここに書いてあるのは全部正論です。ただ、これを入れてしまうと、本当に重くなってしまうのです、この規定が。

丸山委員

原案でよろしいのではないですか。

議長 出来ればこれは議会で奥州市と同じように、議会基本条例で議員さんたちが、むしろつくってほしいのです。このまちづくり基本条例を受けて、もっと議会を具体化する、議員の責務、議会への市民参画の規定とか議会運営とかそういうことを期待して、比較的この部分については、こういう簡潔な表現でよろしいかと思います。
それでは、次の第6章です。

事務局(奥山上市主任) それでは、資料NO.2、2ページ、30番、31番になります。第6章の10条、11条、市長と市職員に関する規定でございます。30番につきましては、10条、11条を削除してはどうかという意見となっております。31番につきましては、第3項の規定が地域活動への参加を強制することになるのではないかという意見となっております。
続きまして、資料NO.3、14ページの46番からになります。46番から50番までが第10条に関する意見、51番以降につきましては、第11条に関するご意見となっております。46番につきましては、第1項から第3項にかけまして、表現の仕方に関するご意見となっております。「市長及び市の執行機関」という表現、或いは、第2項、第3項も同じような主語としたほうが良いのではないかという意見でございます。47番につきましては、第3項に関する修正の意見となっております。48番と49番につきましては、追加の意見となっております。50番につきましては、第1項の表現を定義をふまえて「市の執行機関」としたほうが良いのではないかという意見となっております。51番から、第11条市職員のほうに移っていきますが、51番につきましては、第2項の部分を修正してはどうかという意見でございます。52番につきましては、第3項の修正に関する意見となっております。続きまして15ページ、53番になりますけれども、第11条の第1項から第3項までをそれぞれ修正してはどうかという意見となっております。54番につきましては、条例素案の中では、2条だったものを3条に増やして、市長の役割と責務、職員の役割と責務に加えて、職員の育成という部分につきまして、16ページのほうになりますけれども、追加の条文を意見として提出していただいております。全体といたしまして、54番につきましては、具体的な内容にしたほうが良いという意見となっております。以上です。

議長 第6章第10条、これについて、いろいろ意見が出ております。これについてはいかがでしょうか。我々が、市民会議の提言書を策定委員会で、ある程度修正する段階では、第11条第3項の市職員の部分が、市民会議の提言ですと「市職員は、自らも市民としての自覚を持ち、地域活動等に率先して参加するよう努めます」と、これはちょっと市民に対して、あまりにも厳しいのではないかということで、少しこれを緩和して、「市職員は、地域社会の一員としてまちづくりの推進に積極的に努めるものとします。」というふうに若干表現を緩和したのです。このへんが特に、大きなポイントであったということですが、どうでしょうか。

丸山委員 まず、第6章の「市長及びその他の執行機関」の「その他の執行機関」というのは、ちょっとどうかと思います。

議長 そうですね。執行機関というのは、市長と市長部局以外の各種委員会等ということで、最初の第2条で定義がありますので、これは違うかなと思います。
確かに、書こうと思えばここでたくさん書けるのです。ごもっともな部分もあります。ただし、やはりこれはまちづくり基本条例であって、市民主体のまちづくりをするために、それを市長、市職員、議員が応援するのだという、一緒になって協働でまちづくりしましょうよという、そういった条例ですので、あまり統治機構というか、代表機関について細かい規定を置くというのは、まちづくり基本条例の趣旨と若干違うのではないかと思うのです。そのへんについて、自治基本条例という言葉をあえて使わないで、まちづくり基本条例という言葉を使っていますので、このへんは比較的軽くしたいというのが市民会議の意見でしたし、また、策定委員会でもそういう立場で、わりとシンプルに、一目瞭然として、これぐらいはやってほしいということです。

- 丸山委員 第11条第3項、「市職員は、地域社会の一員としてまちづくりの推進に積極的に努めるものとします。」「まちづくりの推進」ではなくて、「まちづくりに」積極的に努めていただきたいと思うのですよ。要するに、まちづくりの推進という、御上としてというイメージがあるので、市民と一緒にまちづくりに積極的に参加してくださいと変えていただきたいのですが。
- 佐藤(建)委員 ここで強調したいのは、市職員は職務としてまちづくりはもちろんやるのだけれども、職務を離れたときに地域社会の一員として云々という、その部分を強調したいと思うのです。
- 丸山委員 まちづくりの推進は、役場職員としては当然。具体的な市民活動にも参加して下さい。やはり違うのですよ、行政職員が来るのと来ないのでは、全く違います。自由といえば自由ですよ、役場職員だって、市民だって平等だよと。まちづくりに参加しない権利があると、市民とすればそうですよと。
- 事務局(菊池地域振興課長) 「職員は」という主語がある以上、なかなか難しいところがあります。
- 丸山委員 でも、努めていただきたいのです、市民は。
- 佐藤(建)委員 市民サイドから見るとそうですね。この間の大水害があったとき、一地域社会人として水害対策やったら、そういうことなのです。
- 丸山委員 やることはやるぞと、ただし、書かれることに抵抗があるということだろうと思うのです。
- 議長 「努めるものとします」という表現は、「努めなければならない」という表現よりは確かに弱い、努力規定であるということです。もちろん、義務規定にしてしまうと職員も大変ですから。
- 平賀委員 同じぐらいで良いのです。
- 議長 では「推進」だけを削除してよろしいですか。このへん、事務局は抵抗ないですか。
- 丸山委員 やはり、こういう言い方したら失礼かもしれないけれども、こういう小さな地方自治体、特に中山間地なんかを持っている自治体は、一番自由に動けて一番お金持っているのは地方行政公務員ですよ。我々市民で協働・参画しろと言っても、日本人の10人に1人は年収200万円の時代になったときに、自分の仕事を放って住民参画できる、そういう力と時間を持っている人というのは非常に少ないです。そういう意味では、公僕であり、税金で職業を賄っている行政職員は、普通の市民よりは、やっぱり積極的にそういう活動をすべきだろうと私一市民は思うのですが。
- 村井地域振興部長 「普通の市民よりも」ということではなくて「普通の市民として」ということだと思います。
- 丸山委員 普通の市民は、当然、条例に書いてあるわけですね、参画するように努めましょうと。
- 佐藤(建)委員 一市民として見ますと、市の職員や県の職員というのは、地域活動をやらないのが目立つのですよ。やっている人は当たり前なのです。そうするとと言われるわけですよ。

だから、努力規定にしても、この1項は入れないといけないのかなと。義務にするとちょっと問題があると思います。

丸山委員 義務にするつもりは全くないですが、参加することにやぶさかでないわけですね。

事務局(菊池地域振興課長) 先進条例をみても、こういう規定はどこにも無いのです。なぜ無いのかというと、極めて法的に危ないからです。ですから、そのへんも含めて、どういう言い回しが良いのかということを少し研究させていただけますか。思いは分かります。

佐藤(建)委員 表現をですね。

丸山委員 この「推進に積極的」であれば、とりあえずは問題ないよということなわけですね。要するに、マネージャーとして、オブザーバーとして参加するのだよということ。それでは意味がないのです。

村井地域振興部長 市民として自発的に活動するのは、市民として当たり前なのです。わざわざ書くまでもなくて。

事務局(菊池地域振興課長) 意味がないと捉えるのではなくて、ここに入れたこと自体を重く受けとめてほしいのです。他にはないのだと。他にはないのだけれども、ここに入れたということ自体を、やっぱり重く受けとめてほしいと思うのです。

佐藤(建)委員 花巻らしさですね。

事務局(菊池地域振興課長) そうですね。しかし、なお一方では、そういう法令との解釈上、極めて危ないもの、危険なものについては、うまく表現していく必要があると。

丸山委員 危険というのはどういう意味ですか。

事務局(菊池地域振興課長) 前にも申し上げましたけれども、突き詰めれば、憲法で保障している職業の自由に抵触する恐れがあるのではないかとということです。なぜかということ、市職員を受けるときに、この条例にこの規定があるがために、私は市職員を受けのを断念しました。これは、憲法で定める職業の自由に反するのではないかといったときに、極めてどうなのかなということが一方であるので、慎重にならざるを得なかったということで、前に申し上げましたのです。

丸山委員 それはどうでしょうか。そういう職業だと認識すればいいわけですね。

事務局(菊池地域振興課長) いろいろな解釈の仕方がありますので。

議長 それでは、この第11条第3項、まちづくりの推進を消すか否かというのは、事務局としてはちょっと難しい点もあるということです。こういう苦労して、規定を市民会議も最終提言を生かすようなかたちで入れたということで、評価していただきたいということです。ちょっとここは先送りしましょう。ここを消すかどうかは、もう少し検討しましょう。次回への課題としておきましょう。

村井地域振興部長 第10条、46番についてですが、第2項、第3項を市長だけではなくて、それ以外の、例えば、教育委員会とかそういうところも含めたらどうだというご意見なのですが、その点はよろしいですか。

議長 第10条第2項の「市長は、効率的な行政運営に努めるものとします。」ここで、あ

えて市長だけとり出して、その他の執行機関は範囲に入らないかと。

村井地域振興
部長 私どもの見解は、市長を特に強めておりますよと。

議 長 私もそれで良いと思います。市長は、市民・住民から選ばれたトップリーダーというか、トップマネージャーであるということで、他の教育委員長とか他の委員会の委員長とはこれは少し違うと思うのです。やはり、市役所全体を率いる存在だと私は思いますので、市長を特に強めたという見解で良いと思います。

(異議なし)

議 長 それから、第3項もそうですよね。最初は一応、その他執行機関も含めると、条例を遵守して市政を運営しますということで、ワンクッション置いているのです。1段階目で全部の執行機関は、この条例の趣旨を尊重するというので、さらに特に市長はということで、効率的な行政運営と市職員の能力向上という、これはなかなか非常にシンプルで、しかも明確でよろしいのではないですか。

では、第12条。いよいよこれから参画のところですよ。第12条から第15条までとして、参画と協働の部分に分けましょう。まず参画の部分について、行政の政策立案等への参画ということで。

事務局(奥山上
席主任) それでは、第12条から第15条までの部分についてをご説明致します。最初に、資料NO.2、32番をご覧くださいと思います。第13条に関しましては、計画の対象の具体性についての意見となっております。33番と34番につきましては、同じく13条について、パブリックコメントの用語の表現に関する意見となっております。35番と36番につきましては、第15条の市民参画・協働推進委員会に関するご意見となっておりますが、具体的な役割をもっと表現するべきという意見となっております。

続きまして、資料NO.3のほうをご覧くださいと思います。16ページ、55番からになります。55番からスタートいたしまして、15条の最後、64番までのところをご説明させていただきます。55番につきましては、市政への参画につきまして能動的な参画の機会を保障する条項に変えるべきというご意見でございます。56番から59番までが13条の部分となっておりますが、56番につきましては、第5号の「前各号に掲げるもののほか適切と判断される方法」については、曖昧な表現であるので削除するべきというご意見となっております。57番につきましては、追加の意見となっております。58番につきましては、具体的な表現を必要とする意見となっております。59番につきましては、市民会議提言でいただいたほうの表現にするべきとの意見となっております。60番から、第15条に関する意見となっております。60番、61番につきましては、削除又は修正するべきといった意見となっておりますが、15条についてもっと明確な表現にするか、若しくは削除するべきといった意見となっております。61番も同様で、明確な表現を必要とするという意見となっております。62番に関しましては、全体を集約して市民参画について条例化する必要があるとの意見が出されております。63番につきましては、市民参画の推進、協働の推進、次のページにいきまして、第15条の市民参画・協働推進委員会の設置に関する意見で、もっと具体的な中身にとりまして、第15条の市民参画・協働推進委員会の設置に関する意見で、もっと具体的な中身にとりまして、最後の64番、19ページになりますけれども、こちらにつきましては、それ以降とも関わりますが、第7章から第9章までの順序を、内容からみて入れ替えたほうが良いのではないかと意見となっております。以上です。

議 長 ここは、委員会の第3回、第4回で大変な激論になって収拾がつかなかった部分で、そういう中でパブリックコメント用の素案というかたちで、かなり苦労されてまとめられたと。これに対して各委員の方々、いろいろ思うところあるでしょうし、そのへんも含めて、実はパブリックコメントでも随分意見が出ております。ポイントは、第

12条についてこれでよろしいのか。第13条、具体的な参画の手続きがありますが、果たしてこういう条文があるのかどうか。それから、市民参画・協働推進委員会が、パブリックコメントの素案で出てきたのですが、これは実は、去年の11月12日の段階では出てこなかったのです。この性格が分からないし非常に曖昧だということで、パブリックコメントで出た意見も踏まえながら、12、13、15条、このへんについて、まず参画について、市民参画についてどうしたら良いのかということをご意見をいただきたいと思います。

まずパブリックコメントの部分で、資料NO.3で細かく詳しく載っております。ただし、どうしてもパブリックコメントでは、この素案で左右されるといいますが、素案を前提とした話となってくるので、これも良いのですが、そもそもこの素案でいいのかということも含めて、これについては非常に大事な、条例をつくる際の、今後まちづくり基本条例を実際に施行して動かす、この市民参画の手続きの大きなポイントとなると思うのです。ここは、慎重に議論したいと思います。

丸山委員

パブコメに対してではなく、私の意見になってしまうのだけれども、12条なのですから「市の執行機関は、重要な計画の策定若しくは変更」のこの「重要」というのが意味不明なのです。前回も言いましたけれども、いわゆる行政が考える重要となるかと思うのです。それからもう一つ、「市民が自らの意思で参画できる方法により意見を求めるものとします。」ということで、これは、参画ではなくて、意見を聴取しますよということであって、もう一つ強い参画の形態が必要なのではないかと思っております。具体的に言えば、意見を聞いて意見交換して、意思決定に何らか関わっていくということまで必要なはずなので、「意見を求める」で終わっているのは問題だと思います。この2点です。

議長

今の点について、宮古市の自治基本条例の第14条、運営原則の第3項で「市の執行機関は、重要な計画の策定、変更にあたっては、事前に市民の意見表明の機会を確保しなければならない。」としているのです。ただし宮古市は、そのあと第4項で「市民の参画について必要な事項は、別に条例で定めるものとする。」としています。それに基いて、今日お配りした市民参画条例というのを宮古市はつくっている最中なのです。この部分が、散々やりましたが花巻の場合は「別に定める」というかたちで条例化については明記しないというふうなことだったのです。その代わりに、この第13条が入って、市民参画の手続きという結局いくつか方法、メニューが並んでいて、これから2つ以上やりますということがあって、さらに第15条で市民参画・協働推進委員会というのがありまして、ここでまちづくり基本条例全体の推進状況をチェックするとともに、市民参画の手続き等についてもチェックする、或いは市民参画条例等も含む、市民参画を必要とされる方法を検討するというのをやるのでしようけれども、そのあたりの関係性が、やや見えてこないのです。

猿舘委員

第12条のほうに意見を求めるものするというのがあるが、その手続きの方法としてこういう方法があるのですよと、そういうかたちで意見を求めますと、それで意見を求めたものについて、では市はどういうふうな行動をしますかと、どういうふうな結論を出しますかというのが出ていなくて、それを入れないと意味がないのかなと今思ったのですけれども、どうでしょうか。こういうふうな方法はありますと、こういう方法では聞きますよと。では聞いた上で、市としてはどういうふうな行動を取りますかと、結果というか、方法論だけで、最終的なところが抜けているような感じがするのです。このままでは、聞きっぱなしかなと。

議長

ただし、現状の市民参画条例でも、これについては、多様な市民参画の機会を設けて市民から意見を聞くことを義務付けますが、最終的な判断は、やはり首長、議会が決定を下すと。基本的には代表民主制といいますが、前提でして、そこが限界なのです。市民が言った結果まで条例に通すのだと書くということは難しいのかもしれない。

丸山委員 書くにしても「意見を求め計画策定に寄与します」くらいまでいかないとならないだろうと思うのです。なぜこういう言い方をするかというと、市民参画条例をつくるのであれば、私はここまでは言わないけれども、少なくともここに市民参画の最終サイクルまでのことが入っていないと、これだと現状とたいして変わらないというのが私の考えです。

議長 今、言ったような、どの程度実際に政策づくりに反映されるかということは、むしろ第三者委員会のほうでチェックするわけです。市民参画の手続きをやった、でも意見を聞きっぱなしにしては駄目ですよということを、第三者委員会で提言するわけです。市長に対して、それで直しなさいと。そういった委員会を置くわけで、それで担保が出来るのです。そこまで条例に書いてしまったら、これは絶対通らない。そういう仕組みをつくっておくわけです。市民の意見を担保されるような仕組みをつくって、市がいくら市民参画手続きを設定して、パブリックコメントやっても、聞きっぱなしでは駄目ですよということは、市民参画・協働推進委員会のような第三者委員会をつくって、そこが市民参画の実施状況を点検・評価して、市長に対して意見をすると。改善の提言をすると。市長はそれを踏まえて、次年度、運用を改善するということの繰り返しです。

丸山委員 そういうことを、今、書いてあるわけですね。

議長 そのへんは書いてあります。仮にこれを私がアレンジするとすれば、第12条は例えば、前半はこれで良いでしょう。「市の執行機関は重要な計画、策定若しくは変更又は条例等の制定若しくは改廃をしようとするときは、市民が参画することで、市民に対して意見表明して、多様な参画の機会を保障します。」そして第2項で、「但し、市民参画について詳しいことは、別に条例で定めます。」となると第13条は削除です。第15条は再検討になると、こうなってくるわけです。通常、市民参画条例を別途つくる場合には、一つは市民参画の制度の保障です。今言ったような重要な政策をつくる際には、市民が意見を言う、参画する機会を最大限に制度的に保障しますと。第2項で、ただし市民参画の手続きについては、別に定めますと。あとは、書かないで協働にいつてしまうというのが良いのかなと思います。

佐藤(建)委員 少し意見を言っているいいですか。第12条も第13条もそうですが、主語が「市の執行機関」になっているわけですよ。そうすると、出来合いの、官製の官がつくった参画なり協働ということでこれは、主語は「市民」でいいのではないかと思います。そうすると、参画と協働は、主体者というふうな意味になると思うのですが、いかがでしょうか。例えば、「市民は」というような表現で、市の執行機関が云々のときに参画できるということではどうでしょうか。

議長 それも一つの意見でしょうけれども、あくまでもこれは、市がいわゆる執行機関のほうで政策案をつくる、これは条例、計画等々あるのですが、そういった場合に市民が意見を言う場合、参画する機会を最大限保障しますという話に、普通はなってくるのです、いわゆる行政参画です。そのためには、詳細は別途条例で定めるというかたちになってくるのです。

佐藤(建)委員 今までの話し合いの中で、別途条例を定めるは駄目ということですね。

議長 そこも含めて、議論しなければならないと思います。

村井地域振興部長 これは、条例については、市は明確な意思を持っておりますので、申し上げなければなりません。条例は、当面は定めるつもりはございません。市民参画条例は、十分な市民参画の経験の積み重ねのうえで、それを制度化して決めるべきだということで

ございます。今、花巻市の実情は、実質的な市民参画はまだ十分実施されておりません。経験がありません。他の先進自治体の例を真似して決めることは出来ますが、それではいけないというふうに考えておまして、経験を踏まえた上で良いものをつくっていきたく。時間をかけて、市民、行政そして議会等、十分議論をつくして、必要であれば地域の実情を加味した条例としてつくっていきたくというふうに考えております。市民参画のトータルな制度実現に向けた基本条例を決めるということでスタートを切って、そして市民参画・協働を実践して、その経験を踏まえて新たな制度を決めて、バージョンアップをしてというステップアップをしていきたくと考えておまして、当面は、要綱のようなもので、まず緩やかなところからスタートして、そして経験を積んで、必要であれば条例化をしていくと。そういうふうな進め方でいきたくということでございます。これは、市として明確な意思が決定しております。

議長

ただし、策定委員会としては、また別な意見があるわけですし、これは策定委員会がどういう結論を出そうとも、これはむしろ離れても仕方が無いので、策定委員会の意思として、条例を定めてほしいということは提言出来るわけです。もちろん、そのあとどうなるか分かりませんが、ということで、今日、あえてご紹介したいのが、宮古市で、一昨日ですけれども、市民参画条例がある程度出てきたということで、こういうイメージですと。宮古市は先ほど言ったとおり、去年6月に制定された自治基本条例で「別に条例で定める」ということで市民参画条例をつくるとうたって、去年の8月1日からこの市民参画協働検討委員会、この市民参画条例と協働推進条例と2つの条例に盛り込む事項を検討してきたのです。その集大成として、一昨日、市長さんに提言をしたと。残念ながら条文形式までいかなくて、盛り込む事項ということで。市民参画条例については3ページから6ページまでです。ご覧いただくと、3ページは前文、目的、定義。それから4ページに基本原則、市民、市議会及び市の役割と役割規定があって、5ページにいきますと市民参画の対称の対象。どういうかたちで市民参画しますかという4項目で、市の基本構想、基本計画等。市の基本的な方針及び市民に義務を課し、権利を制限する条例等。市民の生活に大きな影響を及ぼす制度の導入。公共の用に供される重要な施設の建設の計画。ただし、以下の5項目は対象としないことができますと。軽微なもの、緊急なもの、法令の規定によって実施基準が定められているもの、市の内部の事務処理に関するもの、市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの。それから、市民参画の手続きの方法で、以下の5つの方法の中から一つ以上ということで、より多くの市民の意見を求める場合には複数とする。審議会等、アンケート調査、パブリックコメント、市民説明会、ワークショップ、それからさらに市民政策提案手続きというのがあります。これは10人以上の市民の連署を持って、市に政策を提案できますというのがあります。最後に、これは自治基本条例に定めてある、市民自治推進委員会。これで、市民参画について手続きが十分か、妥当か、もっと良い方法がないかということをも市民の視点でチェックします、このような非常にシンプルな内容です。昨日、私も意見を求められたので、メニュー型の非常にスタンダードな内容です。

丸山委員

これでは、足りないよと言いたくなりますね。

議長

先ほど、花巻市というのは市民参画はまだ十分行われていないとおっしゃったのですけれども、私はパブリックコメントで1件も出てこなかったところと違って、こんなにたくさん、197件もの意見が出て、しかも市民会議の方々がゼロから10ヶ月かけてまちづくり基本条例の提言書を作成したと。むしろ、実際、市民参画のほうは、花巻市のほうがもっと進んでいるのではないかと、そういう中で、市民参画の制度的保障をするような条例ができないというのは、これは極めて残念であるし、経験を積んでというのは、いつまで積むのか、その積むまでの市民参画はどうするのか、何の保障もない。多分、行政は各課のやる気によってやるやらないが出てくる。パブリックコメントは指針があるからやることだと、結局まちづくり基本条例をつくっても何が変わるのですか。市民参画について何も変わらないのではないかと思います。

村井地域振興部長 大きく変わりますので、これはご理解下さい。第 15 条の委員会を出来るだけ早く設置したいと思っております。その場で第 12 条の説明のところにも書いてありますが「具体的な仕組みについては、別に条例等により定める」ということにしておりますので、早速この委員会で、どういうルールにしたら良いのか、仕組みを検討していただきたいと考えております。その上で、条例化されるかもしれないし、要綱でスタートするかもしれません。委員会で、まずご議論いただこうと、そこからこの基本条例に従って第一歩を動かしたい。ですから、ご心配いただいているような具体的なルールがずっと決まらないでいくということではございません。一定の期限を切つてというわけには、今はいきませんけれども、委員会を出来れば 4 月早々にでも立ち上げて、そこでご議論いただくということで、実質的な市民参画の仕組みづくりに取り組んでいきたいという考えであります。

丸山委員 今の中には、ロジックの歪みがあると思うのです。第 15 条の花巻市市民参画・協働推進委員会、これは説明として、市政の参画や協働が適正に推進されるように設置するわけですよね。これが従うのは、まちづくり基本条例ですよね。まちづくり基本条例でうたっている参画と協働に関して市政がちゃんと運営できているのかというのを諮るのが、この市民参画・協働推進委員会だとして、では、市民参画条例が必要かどうかという議論は、相当後から起こるわけですよね。

村井地域振興部長 まず、ルールづくりをするのです。ここでは、13 条でどういう手続きをするかということを一括的に決めようとしています。それから 12 条では、重要な計画という表現しかとどめておりませんが、ご質問があったように、重要な計画とは何ですか。それから、市民参画の手続きを経るものは何ですか。経なくていいものは何ですか。それをどういう手順で行いますかというようなルール化を、今、宮古市は条例案で出してきましたけれども、同じような中身をどういうふうに決めますかという中身の審議、そして、それを最終的には要綱にするのか規則にするのか条例にするのか、そこまで含めて、この委員会でご検討いただくのです。

丸山委員 今、この委員会はどのようなメンバーなのですか。

村井地域振興部長 まだ、決めておりませんが、当然、市民も入ります。

藤田(康)委員 今回のパブリックコメントの中で、外国人居住者の意見は入ってきているのですか。

事務局(菊池地域振興課長) 出てきませんでした。

藤田(康)委員 ということは、市民ということであるとすれば、外国人も入ってくる可能性あるわけですね。

議長 当然、住民投票の資格の対象には入ってきます。18 歳以上の永住外国人も含むというふうになっております。

藤田(康)委員 そうなると、花巻はそういう外国人の意見も取り入れて、その計画をつくりましようということに、例えば都市計画をつくりましようとか、まちづくり素案をつくりましようとか。

村井地域振興部長 それは、今までも特に対象外にするとかしていませんので、入ることは出来る状態です。

藤田(康)委員 例えば、大学は留学生を抱えているのですが、そういう方々が卒業して花巻市内に居住した、またはしたい、そういった場合によく聞く話は、一個人の意見がなかなか反映されない。その個人の意見を「どういうふうに吸収していただけるのでしょうか」といったときに、「考え方の相違ですよとばっさり切られるのが普通です」というふうに留学生が言うことをよく聞くのですけれども、実際に、例えば、これからアメリカの留学生が来る可能性もあるし、アメリカだけではなく、中国や韓国の方も居住するという、そういう国際化の中で考えられるわけです。そういう方々の意見をどうやって吸収するのだろうかといった場合に、やはり組織ではなくて個人の意見については、ここでいう意見交換会とか、パブリックコメントとかということの中でしか意見は出てこないのではないかと。だとすると、そういったことが十二分に反映されるようなやり方が必要ではないかと思うのですが。

議 長 今の話は、市民参画条例とは別の話かと思います。例えば川崎でやっているような、外国人会議とか、あるいは国際交流協会と連携してもっときめ細かいケアをするとか、意見を聞く機会を設けるといったことだと私は思うのです。ですから、もちろん留学生の方が総合計画の策定に関心を持った、参画したい、というときは断るものではないと思います。

藤田(康)委員 すでに北上市では、そういう居住者がいるのです。

議 長 それは、市民参画条例ではなくて、市民参画条例ではケア出来るわけです。例えば、市民参画条例に則って参加していただいても構わないわけです。ちょっと話が違うのです。外国人を理由にして、市民参画条例は時期尚早というのは、私はちょっとおかしいのではないかと思うのです。そういう方たちも配慮して、市民参画条例をつくるということであれば、それは先生の意見も入れてつくるべきだと思います。宮古の場合は一つのモデルであって、それはそういった意見をふまえて市民参画条例を検討すべきだと思うのです。

藤田(康)委員 そうではなくて、この第 15 条において、花巻市民参画・協働推進委員会を設置するということは、その委員会が過渡的な段階で、その条例をつくるために、いろいろな意見を吸収していくという発想になっているわけですね、そうであればこの第 15 条に、そういうことも含める必要がある。

議 長 そういう場合に、留学生もお呼びして、ヒアリングもして。

藤田(康)委員 いや、留学生だけではないです。もちろん留学生も含めて。

議 長 先生も含めて、いろいろなアイデアがありますから、つくる際にそういったことを踏まえて、外国人の働いている方の意見を吸収するような意見を聞く、そういった仕組みをどうつくっていくのかということは当然必要でしょう。先ほど言ったように川崎では、外国人会議というものをやっておりますので。

藤田(康)委員 ですから、そういったことも含めて考えるべきではないかということです。

議 長 川崎でも、自治基本条例と市民参画条例と外国人会議とは別ですので、そのへんをご理解いただけないでしょうか。

村井地域振興部長 先ほど委員長から、パブコメで 197 件の意見をいただいたから、市民参画・協働がある程度の状態になっているのではないかというふうなお話がありますが、私は今回のパブコメの意見をいただいたことを過大評価いたしません。実際に説明会やシンポジウムで市民の皆さんと接触しても、まだまだ市民参画が低い段階だと思っております。市の職員も、まだまだ不十分であります。そういう段階で、いきなり条例化とい

うことは、しかもその条例化するというを基本条例で決めてしまうということは時期尚早と思うのです。

議長

それは、よく言われることです、市民が成熟していないと。例えば、市民参画条例をつくっている自治体をカウントしても35以上です。しかし、その市の市民が本当に成熟して皆さんどんどん意見を言うような市かどうか考えたときに、いつまでたっても、100年たっても出来ません。それは行政側の理屈で、むしろ参加のチャンスを増やすことによって、市民が参加する中で成長するわけです。そこをご理解いただきたいと思います。紫波町や宮古市とどう違うのですかということです。

村井地域振興
部長

ルール化はするのです。どういう手続きでやるかはルール化しましょうと、それは合意しているわけです。

議長

例えば「別に定める」と書いて、条例化するのは来月とか半年ではないのです。例えば大和市の場合には、自治基条例を施行して、そのあと1年後にまず住民投票条例をつくって、さらに2年後に、やっと去年、市民参画推進条例をつくっていて2年かかったのです。ですから、すぐではないのです。ただし条例はつくりますと、しかし、ゆっくり検討して、初年度は研究とか、そして2年目に実際の条例案づくりと。すぐにやれというわけではない。ただし、条例は担保しましょうということです。

丸山委員

私、随分積極的に住民参加してきました。県に関しても地域に関しても、行政にとことん嫌がられるくらい言いたい意見も言い、あるときには積極的に協力し、協調もし、そういう経験から、私がここに来た15年前から、県も住民参加、参画・協働、もうしょっちゅう言っていますね。では、県自体がどこまで具体的な施策の上で住民参加の方法論が高まったかという、個別のものは確かにレベルの高いものもある。だけど網羅できていないもの、具体化した参加の仕方、参加したいという市民が参加出来ない状況のほうが多いですよ。要するに15年経ってもそうなわけです。市の上の県自体が、では、花巻市がこれから15年経ったら、今おっしゃったように市民も市の行政職員も十分、民主主義というか、協働・参画の資質、能力を持って、そういう体制が出来るのかどうか。10年後だとすれば、まず15年先の話をここでしたくないですね。やはり、やるべきことは2、3年後。どんな長い時間をかけても5年後ぐらいの話です。花巻市がこれからどうなるかというときに、我々は前文に50年、100年後の花巻市と書いてあるけれども、10年後のこの日本を予測できる人は多分誰もいないと思うのです。どんなに頭の良い市職員であっても。そうすると我々が今、何がほしいかという、今この時点で出来る市民参加。積極的に一緒になって、行政と協働出来るシステム、意見を言える、意見交換出来る。それから当然私は、ゴリ押ししたいとかエゴを主張しているつもりはなくて、行政の意見もとことん聞きたい。私が今度、個人的に動きだしたら、バッシングがきますよね。それが、どんどんやっていると、ではちょっと考えてみようかということが起きる。多分こういう状況が当分続いていくことを、我々は甘んじなければならないのです。そうではなくて、これからつくられる何々委員会というのは、集会場つくるときのあのレベルのどこどこまでこういうかたちでの市民参加、住民参加の方法論で、そこにはどういう人たちが参加して、その場合には誰が責任をもって、プランをつくって、そのプランに対して、誰が評価してということ細かいことまで、この委員会で決めるのだということであれば、それなら私はオーケーします。そこまでやっていただけなら。多分、そこまでつくるはずはないですよ、今みていると。であれば、もう少し抽象的になるかもしれないけれども、やはり市民参画条例というものを近い将来つくるぐらいの担保がないと、多分10年経っても変わらないという気がします。県が15年経っても、ある程度変わったが、それほど変わっていない。では、花巻市がこれから5年、10年と右肩上がり、市民参加、住民参加の意識が高まるかといったら、これは私期待出来ないと思います。やはりどこかでドラスティックというか、力強い変革の意識、市民も当然、住民参加の意識を高めましょうということは、皆さん、段々高まってきている。それと同じよ

うに市自体も、市行政自体も今までとは違う、もっとドラスティックな、急激な変革をするのだという意思表示が伝わってこないと、一緒になって信頼関係で頑張っているよということには、なかなかならないのではないかとというのが私の感想です。

議 長

これは、地域振興部長をはじめ地域振興部の方は分かっているのです。これは何度私、話しておりますが、上のほうの意向だと思います。頑ななのです。

村井地域振興
部長

今、先生と丸山委員さんがおっしゃったことに関連してなのですが、大和市で3年経って条例化したということですよ。せっかく基本条例を決めたのに3年間動けなかったのです。手続きが決まってないわけですから。そうではなくて、私どもは出来るだけ早く、この基本条例を受けて具体的な手続きの仕組み、ルール化をしたいと申し上げているのです。ですから方法を決めて、そして実行に移したい。まずやろうというための最低限必要な要綱等で、まずスタートさせたい。丸山委員おっしゃったように2、3年後でなく、今この時点で参画できるようなシステムをつくってほしいというご意見がありました。それを今、私たちは要綱というかたちでまずつくろうじゃないかということですよ。

議 長

すみません。部長さんあまり熱心だから言いたくはないのだけれども、市民参画手続きをそんな数ヶ月で出来るものではありません。やはりこれは、まず花巻市ではどうという市民参画をやっているのか、市民の意識はどうか、先ほどもあった外国人のかたはどう考えているのか、いろいろな意見を聞きながら、他の自治体も調査しながら、やはり2年ぐらいかかります。ですから、そんなに急いでつくって良いもの出来るわけがない。それこそ、現在の中途半端なパブリックコメント指針のアレンジしかない、それでは駄目なのです。ですから、つくるといって担保だけ置いて、大和市ではないけれども、3年空白だと。それで良いのです。ゆっくり時間をかけてつくっていくと。その間に、いろいろフォーラム開いたり、学習会やったり、いろいろなかたちでアピールしていくと。市民参画条例をつくるプロセスが自治基本条例の実践なのです。

村井地域振興
部長

私どもは、まずこの基本条例を決めて、市民参画のシステムを出来るだけ早く動かしたいのです。そこをご理解いただきたい。

佐藤(建)委員

ちょっとよろしいですか。私が市民会議に入ったとき、一番冒頭の自己紹介のときに少し話したことですが、東大に在学中に市民参加の行政というのをテーマに選んで入っていったのです。あの当時は、町田市と三鷹市と武蔵野市だったのです。私は、保健医療分野に関する市民参加という限定で入っていったのですけれども、結局みんな失敗したのです3つとも。途中で経済状況が変わったり、いろいろなことがあって失敗しました。その時に私自身が学んだことは、社会学的にいうと「5パーセント理論」というのがありまして、何かアクションを起そうとするときに5パーセントは動く、逆方向の5パーセントは反対になると。後は、動く5パーセントに引きずられるかたちでまた5パーセントの人たちが影響を受けて動く。動く人はトータル10パーセント。だから、この参画と協働というのを一所懸命やったとしても、市民の4割、5割が動くわけがないですよ、絶対に。永遠にそうなのです。ただし、そのPIとかいろいろ日常活動の中で影響を受けて動く人は1割か、うまくいって2割かなど。だから、ここで参画と協働ということは、各自治体が置かれているような財政的なこととか、いろいろな地方分権の流れの中で、全国の今潮流として動いているわけで、花巻はそういう意味では、現状がこうだからということではなくて、やはり一段飛躍しないといけないなど。それに向かってPI活動なりいろいろなところでやっていかないといけないと思うのです。さっき部長がおっしゃったように、市職員のほうもまだ慣れていないということですが、市民ももちろん慣れていないのです、最初から。市民会議で一所懸命PIやっても、なかなか浸透はしないですよ。パブリックコメントに寄せられた意見というの、さっきの5パーセント理論で、5パーセントのうち

の何人かなわけですよ。市民全体が寄せたわけではないですよ。だから、状況が熟していないから出来ないという論理は間違っているのです。それをやったら、永遠に出来ないのです。どの時点で状況が熟したかという基準をどこに置くかによりますけれどもね。だから、それはやはり、まちづくり基本条例をやとつくるわけですから、今度はその効果のある実効性をおびるための仕掛けというのを、きちんと考えてつけないといけないというのが私の意見です。

村井地域振興
部長

おっしゃるとおりだと思います。ですから、要綱を決めて早く動きたいのです。

猿舘委員

その要綱なのですけれども、先ほどから市民のほうが成熟していないと。成熟していないのに要綱だけで動けるのかなというのが一つなのです。では、システムつくったら、それで動けるのかなと。それはちょっと違うのではないかなと。やはり、まちづくり基本条例自体が、なぜ必要か、それによって参画条例がどうして必要なのかということ、それこそ市のほうも、住民のほうも学びながら、最終的には条例に到達するというなら良いのですけれども、それには時期尚早だと言いつつ、要綱だけつくって、システムをつくれれば、その中だけで動き出すという、相反することを言っているような気がするのです。そのシステムだけが本当につくったら、これが動き出すのか。それは違うような気がするのです。ですから、やはりここの中に数年かかって市民参画条例をここでつくりますよという文言を入れて、先ほどから皆さんが言っているように2、3年は、これにいろいろな話し合いなり、勉強会なりを重ねていくという。早く要綱だけつくれば動き出すというのは、ちょっと私は違うと思います。

丸山委員

佐藤さんの意見に追加するような意見なのですが、今度のこの委員会自体も、佐藤さんみたいな優秀な人がいたから、ある意味条例化までいったと思うのです、一般公募で。今までのように8割、これは非常に失礼な言い方だけれども、団体の方とか、婦人団体の方だったり、ただ年配の方が顔をそろえたら、ひょっとしたら簡単にいきましたよね、1年で。参画条例も出てこないだろうし、住民投票条例も出てこない。今までの慣れたようなやり方で出来たと思うのです。実は公募してみたら、こういう優秀な方々がいたという、市民の力で条例をつくってしまったと。ある意味予測に反して、うれしいけど辛い悲鳴が出てきたのではないかと。尚且つ、もっと素直に従ってくれるかと思ったら、ちょっと抵抗するなど、ちょっと言葉は悪いですが。これがある意味、市民参加の現状だと思うのです。どんなまちでも、どんな村でも、声を大にして言いたい方々がいる。それは古い体質の方もいれば、新しい体質の方もいる。けれど、先ほど藤田先生おっしゃったけれども、やはり個人の声というのは、なかなか聞こえにくい状況がずっと日本という国、村という体質があって、それから、行政主導と言われてきて、それをある意味逆転しなければ、これからの日本は成り立たないぞと。ということで、参画だ協働だという話が出てきているのだから、今、我々がやるべきは、市民の力はここまで来たのだから、やはり、市民を信用してほしいのですよ。我々だって、ここで話しているだけでなく、地域に帰ればみんな活動しているわけだから、市民は育っていますよ、相当。

村井地域振興
部長

今、猿舘さんから、システムが出来れば動くのかというお話がありました。佐藤委員がおっしゃったように、システムが出来たからといって、市民100パーセントが動くわけではございません。では逆に、システムが無くて動くのか。条例化を待って、システムが出来ないで、その間に動くことが出来るのか。重要な計画の策定だと言っておいて、では重要なのは何かと、それが決まっていない。うちの部は、この問題は市民参画手続きを取りません、従来のかたちがそのまま残ってしまう、基本条例がいくら決まっても。そうではなくて、システムをつくりましょう。ただし、これは仮のシステムでとりあえずいきましょう。そして実際に動いて、やってみようじゃありませんか。そしてその上で、条例化が必要なら条例化をしましょう。ですから、宮古市さんも1年という短い期間で条例化までもってきたわけ。そこは、先ほど市民を

信用してくれというお話がありましたが、私どもから言わせていただくと、従来、まちづくり基本条例をつくらうとしなかった市役所と違って、今は、自らまちづくり基本条例をつくらうとしている市役所ですから、市役所を信用していただきたい、今やらうとしているのですから、我々は。

丸山委員

今のお話にも自己矛盾があると思うのですよ。というのは、まちづくり条例の中に、行政は市民の声をききながら、いろいろなところで参加の場をつくって、一緒にやっ
ていきましょうと書いてあるのです。基本的にこれが完全に守られれば、市民も行政
も守れば、参画条例なんかいらぬし、変な手続き要綱もいらぬのです。それぞれの
部署が責任を持ってやってくれば、だから、条例は、まず守ってくださいよと、
まちづくり基本条例は、要綱がなければ、市民参加の手続きが出来ませんよというの
は、おかしいのではないですか。このまちづくり条例が出来れば、各部署、各役職、
市長、市職員全ての人たちが、市民参画の形態を取りながら、物事を決めていかなけ
ればなりませんとここに書いてあるのです。

村井地域振興
部長

ただし扱いがバラバラになるのです。

丸山委員

だから、まず一人ひとりが努力してもらえることは、もらえるのですよね。要綱は
当然つくってください。別にまちづくり基本条例があろうがなかろうが、そんなのだ
この会社でもやることでしょ。こういう問題は、市民参加させます、こういう問題
は市民参加させません。これは、トヨタが自動車つくるのと一緒で、今度新しい新車
出すときには、こことここと調査して、新しいモデルチェンジしましょうと。これは
民間でもどこでもやることで、それは、行政さんが今度こういう建物建てますよと。
ではこの建物建てるときに、どういう範囲で、どういう意見を聞いて、どういうと
ころまでみんなで参加してもらって、予算措置のところまでは、ちょっと市民は無理だ
とすれば、これまでは参加してくださいというプランニングぐらいしなければならぬ
いわけですよね、常に、現状においても。それは、最低限度ではないのですか、今の
時代でも。それを公平に、全て、例えば私がマトリックスで書いたように、小さな公
園はこういうレベルの市民参加、原発ならこういうレベルの市民参加。これを一つひ
とつかテゴリーに分けて、市民参加のレベルに分けて、そのマトリックスをつくって、
全て整理してくださいということまでは、それが出来たら、立派な市民参画条例まで
いくのかもしれないけれども、そのミニチュア版みたいなものは、日常業務として
やってもらわないと困るのです。あくまでも、今、日常業務のお話をされているのだ
らうと私は解釈しているのです。

佐藤(建)委員

今年の年頭の市長の挨拶で、今年はまちづくり基本条例が出来るとい話を市
職員にしていましたよね、新聞に載っていたのですが。市職員がそれで、今まであ
ち向いていた人が、こっちを向いてくれるのかなと期待はします。あとは、参画とい
のは、市民。協働というのは、行政と市民が一緒に。協働は進むかもしれません。市
職員が意識改革をすれば、参画の手続きとかいうか、その部分がまだ見えてこない。
それで、市民会議とすれば、例えば、まちづくり基本条例が施行された後、この条例が
きちんと守られているのかどうかの評価、委員会をつくらうという案を出していたの
ですが、それが全部削られてしまったので、それに代わるものという、第15条の部
分なのです。市民も入って、実際にやられているかどうか。今後どうするかというこ
とも含めた企画、計画を立てる。多分、15条が唯一かなというふうに思います。ただ
し、どういうかたちでどういうことをつくるのかということは、具体的に何も書かれ
ていない。見えてきませんけれども。

佐々木委員

先ほどからうかがっておりました。多分、丸山委員さんが市役所職員全員を回って
説明しても、受け入れられないでしょう。条例が今必要だ、市民がこれだけ熱意を持
っている市民がいっぱいいるから、自分たちの意見が参画出来るように、この市役所

の皆さん、是非、条例をつくることに皆さん賛成してくださいと、多分一人ひとり言っても理解されないと思います。多分、反発されると思います。

それで私は、先ほど市長さんのお話が出ましたけれども、別な会場で市長さんのお話をうかがったときに、こういうお話をされていました。やはり、市の職員の皆さんの意識改革ということが、一番大変だったと、これからも多分そうだ。そこを考えないわけではないけれども、もっと簡単に自分のやりたいことが出来ると思ったけれども、一番どうもそのへんのところが大変なようだというような言い方をされていましたので、ですから、どんなに委員さん方が話しても、この案だったならば、市の中の職員は通りますよね。それ以外のどんな条例、条例と言っても、現実には通らないのだから、だったら言いたいことだけ言って、最後に満足して、これでしょうがないとなりますよ。

丸山委員 最後は多数決になるから、皆さんが票を入れるわけですから。

佐々木委員 最後に、多数決にしる、もうちょっとやはり、今出来るところを信頼ではなく信託とっているのだから、どうも市民会議の皆さん全員ではないとは思いますが、私たちは団体の代表で来て、市民から提案されたことをただ賛成、賛成と言っているように聞こえるかもしれませんが、でも自分がやりたいことを実現しようと思ったら、いろいろな方法があるのです。それで最も近い方法を選ぶわけです。市議会議員さんとか区長さんを通してとかいろいろあるわけですが、そういったところで皆さんの意見は、すごく分かるのだけれども、現実にはこれとはおりそうもないです。だから私は、とおるところでまず意識を変えるということを、市役所の方々も、ここだ、いづい1年、2年で違って来ているわけですから、私は、そこはおまかせしたいと思っています。

議長 市役所の方は、市民参画条例が必要ということは重々知っているのですが、やはりどこでも、市長さんの判断です、つくるかつくりませんか。

村井地域振興部長 市長だけという考えは改めていただけますか。市長の考えではなく、私ども市一体の考えですから。

議長 分かりました。あえて言いたいのは、まちづくり基本条例と市民参画条例をつくりますと公約しましたよね。それで、普通の市民は両方つくると思っていた。ところが議会答弁で、どちらか一つだと、そう理解してくださいと。だから、もうまちづくり基本条例つくりますから、市民参画条例はつくりませんと、こういうことなのですね、簡単に言うと。

村井地域振興部長 つくりませんとは申しておりませんので誤解のないようにお願いします。

丸山委員 要するに、抽象論で言われても分からないということなのです。この花巻市民参画・協働推進委員会を、例えば、後からどんどん変更されてもいいから、参加人数が20人、その中で公募が6割、その中で、一つひとつの花巻市である事業分野をリストアップして、その中で住民参加のツール、意見をきく、お茶飲み話から最終的にはワークショップでも何でも一緒になって計画、プランを練る。いつもマトリックスと言うけれども、こういうマトリックスをつくりますと。これは単なるマトリックスだから、それを運営するためには市長がいて、市長の下部組織にこういう協働推進委員会がありますと。協働推進委員会ですと。協働推進委員会ですと。そこで議論しますと。では、その推進委員会で、これに関しては、これとこれとこれの住民参加の手法を取りましょう、では良いですねと1回ぐるりと回してオーケーになったらそれを市民に問いかけて、そこで市民がいろいろな意見を言いました。パブコメやりました。その意見を持ってきて、その推進委員会で議論して、それでオーケーならそこ

でとまるだろうし、いやもっと意見をきかなければ駄目だということになれば、これは例えですよ、そういうシステムを通して最終的に、これが市の行政として計画されましたというモデルプランをつくってほしいのです。

議 長

それは危険です。今言ったことをやられると、要するに行政側のほうで、宮古市を真似したような、いわゆるマトリックス型の市民参加手続実施要綱というものをあつという間につくって、その進行管理をこの委員会でやって下さいとなります。市は今言ったように2年間、3年間かけて条例をつくるその間は、市民参加ないのと同然ではないかと、制度化されていないと。だから、この条例の施行とともに、市民参加実施要綱をなるべく早くつくりたいと、動かしたいということでしょう。ただし、そこに出てくるのは、非常にオーソドックスな、宮古市くらいのものになるだろうと。

丸山委員

私は、私の話したレベルのものを期待しているのです。

議 長

私は危惧しています。第12条で市民参画の制度的保障という、なるべく多様な参画へ保障するとうたっておけば、ある程度担保取れるのです。それで、実際、行政を信じると、行政はちゃんと頑張ってくれるだろうと、それで2年間ぐらいかけて、経験をふまえながら条例をつくりましょうと。そうしないと生煮えのような他所から持ってきたような要綱を半年ぐらいでつくって、それで終わってしまうかもしれないです。

佐々木委員

自分が市の職員だとしたときに、自分たちが自らつくって、よしこれを今年からやろうと、今年からこれを変えようと思ってやるならば、ある程度責任もあるし、まだやりがいもあると思うのです。でも、市役所の職員に辞令をもらった時点で、年間の業務をする、あとは市議会対策のいろいろな残業とかいろいろなことをしなければならぬ。それ以外のものが、また新しく出ているわけですね、この条例の中にね。だから市民参画ということ、どれだけ意識を持って市の職員になっておられるのかということは、おそらく想定しても分からないから、やはり主体的に自分たちが取り組むのだという意欲がなければ、もっと先に進まないと思うのです、押し付けられたものでは。

議 長

こういう条例というのは、私は研究していますけれども、ほとんどトップダウンなのです。首長の決断です、これは。残念ながらここは首長が決断しなければ、さっきの首長の下にいる職員の方々はどうしようもないわけ、いくら市民が言っても。そこで、もう強行突破するのか、若しくは折衷案にするのか、もうそれしかない。この議論がエンドレスになってしまいますので。

丸山委員

では一つだけ付け加えたいのは、要綱つくらなければ、条例なければこれがつくれるまで担保出来ないというお話をされているけれども、そうではないですよ。私はこれが出来たらすぐ動きますよ、この条例を持って。市民みんな困っています、何とか良い方向に動いて下さいと言ったときに、お金が無いからわかりませんと言ったとしたら、今度のまちづくり基本条例を持って行って、市民がこれだけ要望しているのですから、何とか考えてください。どうやって我々は意見を言えば良いか。どうやったら良くなるのか。あなたたち、考えて下さいと私は市の職員に言いますよ。その時に市の職員が「分かりました、アンケートとってみます、動いてみましょう」と言ったら、良かった、この条例は生きていたと思うけど、その時に今まで同様に、ちょっとこの問題はいろいろ内部でももめまして、困っている人もいますので、ちょっと待ってくださいよと言われたとすれば、この条例は生きていないことになるのです。だから、この条例はすぐ生きますよ、4月1日から。

事務局(菊池地域振興課長)

まず繰り返しになって恐縮ですが、11月12日の結論はどうであったのかということで、あらためて一つ申し上げたいと思います。まず、市民参画手続の実効性を担保するための組織、或いは市民参画手続の運用に関しての動かす仕組み、まちづく

り基本条例の見直しや検証を含めた附属機関を置くことで、パブリックコメントについては、了とするということで、一つの結論となったように記憶をしておりますし、第3回目の議事録をご覧になってもらえれば分かります。その際に、丸山委員からは、第15条の委員会のお話もございました。公募委員は半数以上10名という話を高橋教授が出されたけれども、12名で半数以上という丸山委員からもお話があったところでございます。我々行政側とすれば、この15条の推進委員会をなるべく早く立ち上げて、どれだけ市民参画が行われたか、或いはどういう手続き、方法を講じればさらに市民参画がなされるのか。場合によっては、条例化の検討も決して否定しているわけではございませんが、そういう中でここで検討していきたい。さらには、条例の見直しの必要もあれば、いくらでも検討していきたいと、そういうふうな考え方で、この第15条は規定させていただいたということでございますので、その点をまず申し上げて、さらには、この条例は4月1日施行を目指しておりますが、施行と同時に第3条で規定されておりますとおり、尊重するのです、この条例の趣旨は。だから、この条例は施行と同時に、当然生きるということで、動かないのではなく動くのです。ですので、そこは共通の認識として、お願いしたいなと思います。

村井地域振興部長 私が生し上げたのは市政への参画の部分だけですので。

議長 これは、市民参画の部分が唯一の対立点ということで、他はほとんどクリアしているということ。これは何回やっても並行線ということになるので、どうするか。他の委員の方々いかがでしょうか。

赤津委員 私は、今も話しがあったように、この委員会の性格なり考えがいろいろあるのですが、いずれ一つの結論を経て、そしてこのパブコメに進んでいるわけで、少し整理をしながら、この策定委員会自体が少し階段をのぼったらどうなのかという感じがします。要するに100パーセントの意見ではないのだけれども、一旦そういうことで決着をしてパブコメをかけたのだし、その部分をおきながら議論をするということがあっても良いのではないかと思うのだけれども、それは置いておいて「もとはこうだ」とか「ここはどうだ」とかとなりますと、ちょっとついていくことができないという感じはします。結論は、私はそういう観点から、まず市当局のほうでいっているような内容でスタート出来ないのかなという意見です。

藤田(康)委員 先ほど申し上げたことと関係するのですが、15条というのが非常に大きなウエイトを持っていると思うのです。それでこの文章の中で、花巻市市民参画・協働推進委員会の役割とか機能とかが見えてこないのです。ですので、その部分のところについては、例えば、先ほど資料で説明されたところのパブリックコメントの60番のところにもいろいろ出ておりますけれども、「別に条例等により定めるものとします」というふうに判断されておりますけれども、ではこの市民参画・協働推進委員会の条例をつくるための委員会なのかというふうに理解されてもおかしくないわけです。というふうに考えると、役割とか機能とかという、この委員会の姿をはっきりさせていただければ、もっと分かりやすいのかなと、理解されやすいのかなと、そういうふうに思います。

議長 今のは貴重な意見です。

平賀委員 私は、花巻市のまちづくり基本条例が出来ることをすごく期待して、今までなかったことですから、良いものをつくりたいという思いで参加しておりましたし、市民参画条例がここに付随しないと、これがうまく機能しないというのだったら、なぜ、市はつくりたくないのかなと考えていたのですけれども、そのはっきりした理由が分からないというのが一つあります。必要ならば、つくるべきではないかというのが私の意見です。

一つ、丸山委員がお話した中に、例として「婦人団体が」というのは差別だと思います。多くの女性たちが何千人という婦人たちの組織がある中で、代表で来ておりますので。そういう差別をもった人が、この意見を言ったら通りません。それは市民として、きちんと考えて、本当に正しい意見だと思ってきておりますので、その差別をやめてほしいと思います。

丸山委員 それは謝罪いたします。

佐藤(建)委員 今、藤田先生がおっしゃったように、15条がキーになってしまうというか、最終的な妥協案にしる、先に進むにしる、唐突すぎるというか中身が見えてこない。

議 長 では、これを整理したいのです。実は私、最初は条例化に拘ってしまっていて、場合によっては強行突破をしようと思ってはいたのですが、この策定委員会の全員の意見を尊重して、ここは何とか全会一致でまとまるような方向を模索したいし、ここで事務局とぶつかるというのは良くないだろうということで、非常に残念ではあるのですが、提案として、今、藤田先生がおっしゃったように、15条の市民参画・協働推進委員会について、所掌事務を何をするのか。これを明確に条例に明記して欲しいと。つまり、まちづくり基本条例の進捗状況をチェックする。そして、条例の見直しの提言もする。それから、市民参加の手法について研究、調査、提言するということも含めて、具体的に書いておきたいし、これについて別に条例をつくる必要がないのです。これを1本でやって、あとは施行規則で出来ますから。但し、これでは駄目なので、今おっしゃったように、この推進委員会は何をするのかということ、まちづくり基本条例に基く施策の推進状況についての評価、検証、或いは見直しの提言。そして市民参画の手続きについての調査、研究。このへんを整理してほしい。

それから12条です。やはりこれが不十分なので、出来ればこれは、先ほど言ったように、市は重要な政策の立案若しくは決定にあたっては、多様な市民参加の手法を、市民に対して保障するというような、市民参加の制度の保障といった条文を入れて、書き直していただきたい。「別に定める」というのは、条例化を含めた検討ということで、逐条解説で入れていただきたい。条例化を含めた制度化の改正について、15条の委員会で検討しますということはいらないですか。

村井地域振興部長 それはもう入っています。

議 長 それでは、それは残すと。それから、次の13条をカット。これはなぜかという、要するに、ゼロから推進委員会のほうで市民参加のルールを定めるにあたって、その上位にあるまちづくり基本条例で市民参加の手法を挙げてしまったら、市民参加の要綱か規則か条例かの選択肢が大幅に減りますので、これはいりません。こういう中途半端な、多摩市の自治基本条例のような、非常に古いタイプの市民参画の方法についてはいらないと思います。要するに、ゼロから検討するわけです。

村井地域振興部長 ただし、今までの委員会のご審議の中で「対象となる計画又は条例等に応じて2以上の方法により行うものとします」となっております。

議 長 それも、これから委員会で検討すれば良いと思います。

事務局(菊池地域振興課長) この13条があることによって、より明確に参画手続きがわかるから良いという評価も一方ではあるのです。

議 長 ただしこれは、これから検討いただく市民参画の枠が出来てしまっているのです。出来れば、この推進会議や委員会のほうでは、ゼロから花巻らしい市民参画のあり方について、検討するべきなのです。どうなのでしょう。これは私の個人的な意見な

ので、賛同を得られないかもしれませんが。

佐藤(建)委員 これは、15条がもう少し修正かかりませんか。修正かかった時点で、もう一度検討しましょう。今、結論出さないで。

議長 もし、これを残すとしたならば、メニューをアレンジしていただきたい。アンケートは削るとか、市民会議は入れるとか、もう少し実質的なことを入れていただきたいと思います。

ということで、たいへん残念だったのですがけれども、別に定めるという市民参画条例をつくるということを条例本文で担保するという点については、この策定委員会の中でも意見が割れたということで、しかし、条例化を含めた検討を、そしてそういう仕組みを4月から動かすということで、とりあえずここについては、そういう方向でよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 もう3時間経とうとしておりますが、市民参画条例のところがある意味では山場だったのですが、もう一つ実は山があるのです。大事な部分が、特に見直しの仕組みです。次回、第8章以降、特に協働とコミュニティ、市政運営の原則、それから住民投票もだいたい合意が出来たと思うのですが、それ以外の全体的な部分で、実はこの素案に無いものをどうするか。それを含めて、次回、来週の月曜日に、また3時間やって、何とか来週にはまとめたいと思います。

本当に長い時間ありがとうございました。前も言ったのですが、これだけ苦労したのですから、最後は全員が満足して終われるようにしたいと思っておりますので、是非ともあと2回、よろしくお願いします。

事務局(佐藤地域振興課長補佐) どうもありがとうございました。次回は、今委員長さんからお話があった、1月28日午後2時、場所はこの場所になりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。本日はどうもありがとうございました。

(午後5時15分 散会)